

文京区男女平等参画推進計画の改定（中間のまとめ）について

1 計画改定の趣旨

現行計画を改定した平成 22 年以降、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「男女雇用機会均等法」等が改正され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定、また、第 4 次男女共同参画基本計画が策定されるなど、男女平等に関連する法制度等が整備された。

本区においては、平成 27 年度に開設されたアジア唯一の UNW o m e n 国別事務所（日本事務所）との連携により、国連「女性のエンパワーメント原則の推進」や、女性への暴力撤廃国際デーなど国際的なジェンダー施策を含めて周知に取り組んでいる。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、男女平等参画推進のため現行計画の改定を行う。

2 検討の経緯

本計画の改定にあたっては、男女平等参画推進会議において、検討を行った。

男女平等参画推進会議 4 回（平成 28 年 5 月～10 月）

3 文京区男女平等参画推進計画中間のまとめ

別添のとおり

4 今後のスケジュール

平成 28 年 12 月	区議会定例会への報告（中間のまとめ） パブリックコメント実施 区民説明会開催
平成 29 年 1 月	第 5 回男女平等参画推進会議
3 月	区議会定例会への報告（最終案）

文京区男女平等参画推進計画

平成 **29** 年度～平成 **33** 年度
(2017 年度～2021 年度)

中間のまとめ

文京区

- 目 次 -

第1章 計画の考え方	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の性格	2
3. 文京区における男女平等参画の推進体制	3
第2章 計画策定の背景	4
1. 国連の動き	4
2. 国・都の動き	4
(1) 国の動き	4
(2) 都の動き	6
(3) 文京区の取組	6
第3章 計画の体系	10
1. 計画の体系	10
第4章 計画事業とその考え方	14
I 男女平等参画社会を支える意識の形成	14
1. ジェンダーに敏感な視点に立った教育・学習	15
(1) 学校教育における男女平等教育・学習の推進	16
(2) 生涯学習における男女平等教育・学習の推進	16
2. ジェンダーに敏感な意識の浸透	17
(1) 男女平等参画社会実現に向けた普及・啓発の充実	18
(2) 男女平等参画の現況把握	19

Ⅱ 女性の活躍と男女平等参画の推進	19
1. 家庭生活における男女平等参画	22
(1) 家庭における男女の役割分担の改善	23
(2) 介護者等への支援	23
(3) 子育てへの支援	25
2. 地域社会における男女平等参画	27
(1) 地域活動への参画のための活動支援	28
(2) 男女平等センターを拠点とした推進	28
3. 働く場における男女平等参画	30
(1) 仕事と家庭の両立支援	31
(2) 職場における男女平等の促進	34
(3) 女性の就労・再就職、起業等への支援	37
(4) 男性中心型の労働慣行を改め多様な働き方の支援	37
4. 政策・方針決定過程における男女平等参画	38
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	39
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現	40
1. ドメスティック・バイオレンスの根絶	40
(1) ドメスティック・バイオレンスの防止	42
(2) ドメスティック・バイオレンスへの対応	43
2. あらゆる暴力の根絶	44
(1) セクシャル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の暴力に対する防止・対応	45
(2) メディアにおける性・暴力表現への対応	46
(3) 女性への暴力撤廃国際デーと暴力撤廃の呼びかけ	47
3. 生涯を通じた健康支援	47
(1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発	48
(2) 保健指導・健康診査の充実	49
4. 人権の尊重と自立への支援	50

(1) 啓発、相談機能の充実.....	50
(2) 貧困等複合的困難を抱える方への各種支援制度の整備.....	50
5. 男女平等参画の視点に立った防災対策.....	51
(1) 男女平等参画の視点に立った災害時要援護者等への配慮.....	52
(2) 防災に関する活動等への女性の参画推進.....	53
IV 推進システムの整備.....	53
1. 庁内等推進体制の整備・充実.....	54
(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進.....	54
(2) 計画の推進と評価体制の確立.....	54
(3) 男女平等参画の視点に立った調達制度の活用.....	55
(4) 区職員への意識啓発及び人材育成.....	55
(5) 苦情申立て制度の運用.....	56
2. 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携.....	57
(1) 国際社会の取組との連携.....	58
(2) 国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）、女性のエンパワーメント原則（WEPs）の周知・推進 ..	58
(3) 国・都への要望と連携強化.....	60
(4) 大学・企業・民間団体との連携の強化.....	60
◆ 課題に対する目標と成果指標.....	61

第1章 計画の考え方

1. 計画の目的

昭和 21（1946）年に制定された日本国憲法は、すべての国民は個人として尊重され、法の下に平等であり、性別により差別されないことをうたっています。また平成 11（1999）年に制定された男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、早急に取り組まねばならない重要な課題として位置付けています。

文京区では、平成 13（2001）年 7 月に「文京区男女平等参画推進計画」を策定し、年度毎の推進状況の評価により課題を明らかにしながら、男女が性別にかかわらず平等な立場で、あらゆる分野に参画できる男女平等参画社会を目指して、事業を推進してきました。

そして、平成 25（2013）年には『文京区男女平等参画条例』が施行され、この計画は条例上の根拠を持つこととなりました。

しかしながら、平成 27（2015）年に実施した「文京区男女平等参画に関する区民意識調査報告書」では、固定的な性別役割分担意識は若い世代や女性を中心に変革が進んでいるものの、政策や方針の決定の参加、慣行や社会の様々な分野での不平等感は依然として見られます。

また、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応、安全・安心な暮らしの実現、防災・減災などの課題が存在しており、世代を超えた男女の理解の下、それらを解決していくための取組が求められています。

男女平等参画を推進することで、一人ひとりが自由に自分の生き方を選択することができ、多様性を認める社会が実現されることとなります。そのためには、すべての人が、男女平等参画を自分のこととして捉える必要があります。

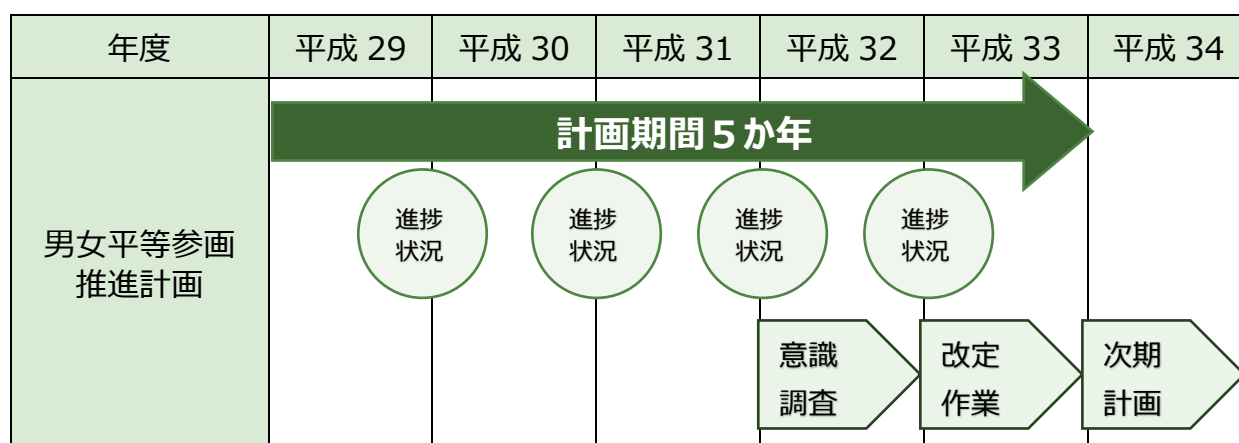
男女平等参画の実現に向けた取組は、女性活躍や男性の家事や育児への参画を促すための各法の制定や改正、方針決定の場への女性参画推進など、加速度的に変化しており、新たな段階に入っています。文京区の男女平等における更なる施策の強化・推進を図るため、このたびの改定を行うものです。

文京区の目指す「男女平等参画社会」とは

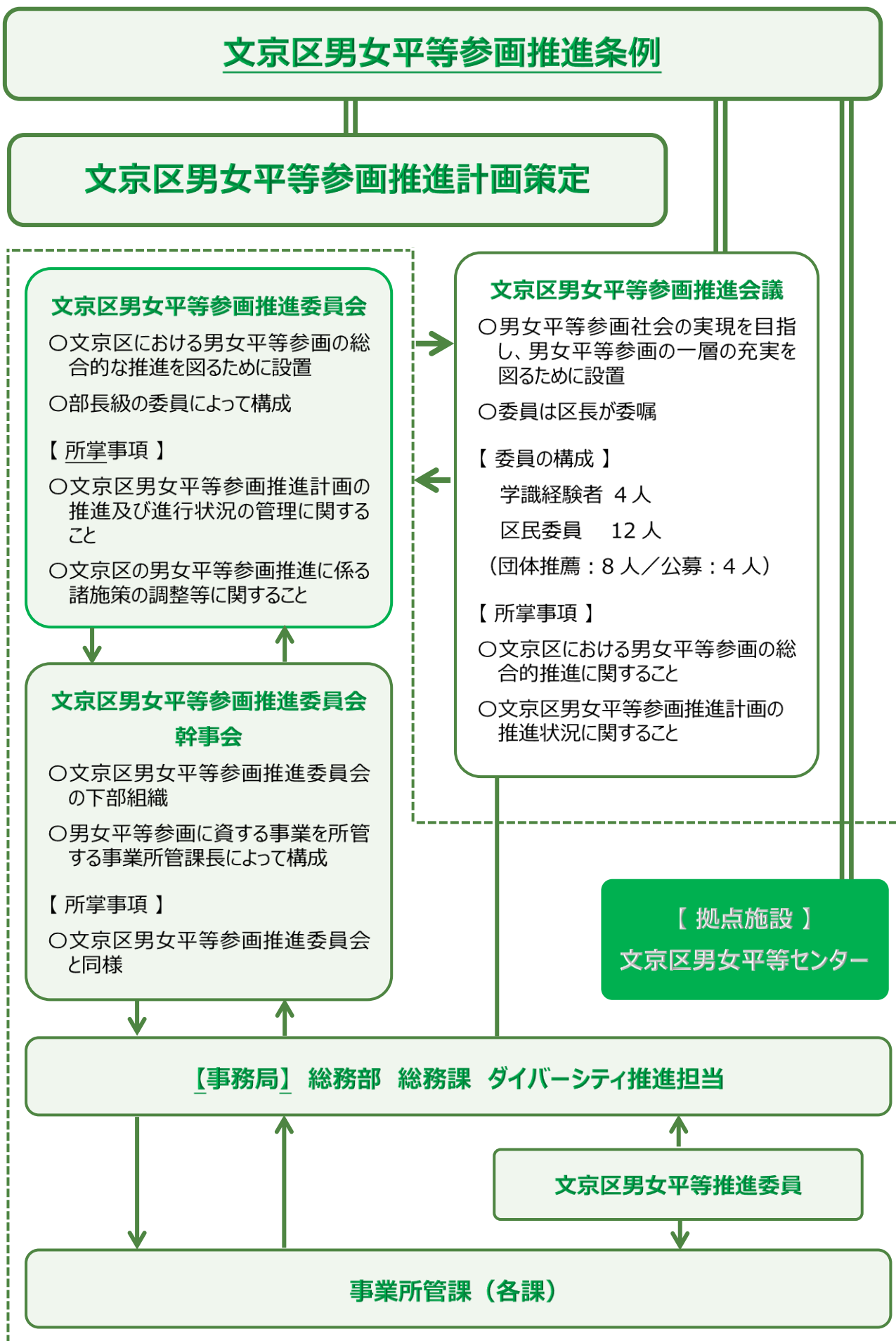
一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会です。

2. 計画の性格

- (1)この計画は、平成 13（2001）年度に策定し、平成 18（2006）年度、平成 23（2011）年度に改定した「文京区男女平等参画推進計画」を継承したものであり、区が目指す方向や施策を区民に示すことにより、区民、事業者及び区の役割を明らかにし、協働して男女平等参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。
- (2)この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条の 3 に規定する、市町村男女共同参画計画として位置付けられます。
- (3)この計画の「Ⅲあらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現」のうち「1 ドメスティック・バイオレンスの根絶」の部分は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、配偶者暴力防止法という。）第 2 条の 3 に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、配偶者暴力防止基本計画という。）」に相当するものです。
- (4)この計画は、平成 25（2013）年に施行された『文京区男女平等参画条例』の 7 つの理念を踏まえたものです。
- (5)この計画の施策の展開のうち、区の各部門の計画事業としての性格を有するものは、別途「文京区基本構想実施計画」や各々の個別計画により実施するものです。該当する個別計画は、第 4 章の事業名欄に表示しています。
- (6)この計画は、区民参画の方針に基づき、文京区男女平等参画推進会議の提言を尊重し、かつ区民の意見や要望を取り入れて改定したものです。
- (7)この計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間です。



3. 文京区における男女平等参画の推進体制



第2章 計画策定の背景

1. 国連の動き

1945年に調印された国際連合（国連）憲章では男女同権がうたわれ、1948年、国連は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした「**人権に関する世界宣言**」（**世界人権宣言**）を採択しました。

その後、国連は、1975年を「**国際婦人年**」と宣言し、メキシコで**国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）**を開催したことを契機に、「平等・開発・平和」と幅広い目標達成のために、「**世界行動計画**」の策定や**女子差別撤廃条約**の採択など男女平等参画社会の実現に積極的に取り組んできました。1995年、北京で開催された**第4回世界女性会議**では、「**北京宣言**」と21世紀に向けての各国のジェンダー政策についての指針となる「**行動綱領**」を採択しました。また、2000年には、国連特別総会女性2000年会議がニューヨークで開催され、「**政治宣言**」と「**北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアチブ**」（**成果文書**）を採択しました。

第4回世界女性会議から20年を契機として、2015年、ニューヨークで**国連女性の地位委員会「北京+20」**が開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」および第4回世界女性会議20周年の女性の地位委員会の宣言を再確認しました。

2011年、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動を世界的にリードしていく「**ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）**」が発足し、2015年8月、文京区シビックセンター内にアジア唯一の国別事務所（日本事務所）を開設しました。

同じく2015年に、国連は、貧困や環境など17の目標と169項目の具体的な達成基準が盛り込まれた「**持続可能な開発目標（SDGs）**」を採択しました。SDGsでは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、貧困や飢餓を撲滅し、健康を促進し、不平等と女性に対する暴力に取り組む方法を見出すための前提条件であるということが認識され、MDGs（ミレニアム開発目標）に引き続き、2016年から2030年の国際目標となりました。

2. 国・都の動き

（1）国の動き

昭和50（1975）年、第1回世界女性会議を受け、女性の地位向上のための国内本部機構として、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、昭和52（1977）年に、昭和61（1986）年までを対象とするはじめての「国内行動計画」を策定、昭和60（1985）年には、女子差別撤廃条約を批准、男女雇用機会均等法を制定しました。

平成 11（1999）年、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と、国・地方公共団体及び国民の責務等とを明らかにした男女共同参画社会基本法を制定し、さらに、平成 12（2000）年、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

平成 12（2000）年に、ストーカー規制法及び児童虐待防止法を制定、翌平成 13（2001）年、配偶者暴力防止法を制定しました。この配偶者暴力防止法によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。なお、配偶者暴力防止法は、平成 16（2004）年に保護命令制度の拡充を柱とする改正が行われ、平成 19（2007）年に区市町村による基本計画の策定などが努力義務として新たに加えられました。

平成 15（2003）年には、性同一性障害特例法が制定されました。

平成 13（2001）年、男女共同参画審議会を改組し、内閣府に男女共同参画会議が設置され、また、推進本部および男女共同参画会議の事務局としての機能を担う男女共同参画局が設けられました。平成 17（2005）年には内閣府に少子化・男女共同参画特命担当大臣を置き、推進体制を強化しました。

平成 19（2007）年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大などが行われました。

平成 25（2013）年の「改正男女雇用機会均等法施行規則」（平成 26（2014）年施行）では、間接差別となりうる措置の範囲の見直しや事例の追加等がなされました。平成 26（2014）年には、「改正配偶者暴力防止法」の施行により、保護の対象範囲が拡大されています。

また、平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立するとともに、これらの法制度を踏まえて「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成 28（2016）年には、育児・介護休業法の改正によって、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けるための休業制度が改善され、また男女雇用機会均等法の改正（いずれも平成 29（2017）年施行）により、職場内での妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせを防止する措置を講じることが事業主に新たに義務付けられることとなりました。

また、この年、女子差別撤廃条約の実施状況を審議した国連女子差別撤廃委員会が、最終見解を国に対して提示しました。

仕事と子育て等の両立支援を推進するための法制度の整備が進み、女性の活躍推進政策は新たな段階に入ったといえます。

(2) 都の動き

東京都では、国の法律制定を受けて、平成 12（2000）年に、東京都男女平等参画基本条例を制定し、施策を推進しています。

男女平等参画のための東京都行動計画については、平成 24（2012）年「チャンス&サポート東京プラン 2012」に策定をしています。この行動計画は、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を必要とする男女への支援、配偶者からの暴力の防止の 4 点を重点課題としています。

また、配偶者暴力については、配偶者暴力防止法改正に伴い、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成 18（2006）年に策定、平成 21（2009）年、平成 24（2012）年に改定を行いました。

現在、男女平等参画のための東京都行動計画と、配偶者暴力対策基本計画の改定、女性活躍推進計画の新規策定が進められており、平成 29（2017）年 3 月に策定、公表される予定です。

(3) 文京区の取組

文京区では、区の実態に即した女性施策に関する計画の策定が必要であるという考えから、昭和 54（1979）年に区民、区議会代表、学識経験者で構成される文京区婦人会議を設置、同会議の答申「文京区婦人行動計画策定のための基本的考え方について」を受け、区は昭和 57（1982）年、女性をめぐる諸問題解決にあたっての基本方針と施策を体系化した「文京区婦人行動計画」を策定しました。

昭和 61（1986）年には、「区民に女性問題に関する学習及び交流の機会並びに活動の場を提供することにより女性の地位向上に資する」ことを目的とした文京区婦人センター（現文京区男女平等センター）を開設、平成 3（1991）年に文京区婦人センターを文京区女性センターと改称、区内女性団体の横断的組織である文京区女性団体連絡会に同センターの管理・運営を委ねる自主管理方式を導入しました。

「文京区婦人行動計画」については、昭和 63（1988）年に社会情勢の変化に伴う見直しを行い、平成 5（1993）年、「男女共生社会に向けての区民の意識調査報告」をまとめるとともに、この結果を踏まえ、平成 6（1994）年に「文京区女性行動計画」を策定しました。この計画では、国の計画に先がけて、新たに「性別の枠にとらわれない男女共生社会の実現」という新たな視点を盛り込み、平成 13（2001）年 7 月、それまで主に女性を施策の対象としてきた計画を全面的に見直し「文京区男女平等参画推進計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、当初から区民参画を図っています。「文京区婦人行動計画」策定のために設置した「文京区婦人会議」は、昭和 57（1982）年に、女性施策についての意見聴取を目

的とする文京区婦人行動計画懇談会と名称を変更、平成 4（1992）年には文京区女性問題懇談会に、平成 10（1998）年には文京区男女共同参画推進会議に、さらに平成 14（2002）年には文京区男女平等参画推進会議と改称し、文京区における男女平等参画の総合的推進等について所掌する会議体として位置付けました。

区の行政内部においては、昭和 54（1979）年に、関係各課による文京 6 区婦人対策委員会を発足させ推進体制を整備し、平成 4（1992）年には文京区女性施策推進委員会に、平成 14（2002）年には文京区男女平等参画推進委員会に名称を改め、より強力な全庁的体制を敷きました。

「文京区男女平等参画推進計画」の策定によって、女性施策から男女平等参画施策へと施策の幅が広がったことを受け、平成 14（2002）年 4 月、それまでの文京区女性センターを文京区男女平等センターと改称し、男女平等参画を推進する拠点施設として位置付けました。なお、平成 18（2006）年 4 月より、文京区男女平等センターは、指定管理者として文京区女性団体連絡会が管理・運営をしています。また、平成 14（2002）年より、計画の進捗状況を把握し、文京区男女平等参画推進会議による外部評価も含めた推進状況評価を開始しました。

平成 25（2013）年には、『文京区男女平等参画推進条例』を施行し、今後文京区の行う総合的な男女平等参画施策が条例上の法的根拠を持つことになりました。

平成 27（2015）年 9 月には、男女平等に関する区民の意識・意向及び生活実態を把握するために「文京区男女平等参画に関する区民調査」を実施し、その調査結果を「文京区男女平等に関する区民調査報告書」にまとめました（7～9 ページ参照。一部結果を抜粋）。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成 28（2016）年に「文京区における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

今回の「文京区男女平等参画推進計画」の改定は、こうした近年の法制度の変化や政策進展の背景と区民調査の結果を踏まえたものです。

文京区男女平等参画に関する区民調査

報告書

平成 28 年 3 月

文 京 区

◆ 調査の概要

調査地域：文京区全域

調査対象：区内在住の満 20 歳以上の男女 2,000 人

抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出

調査方法：【配布】郵送

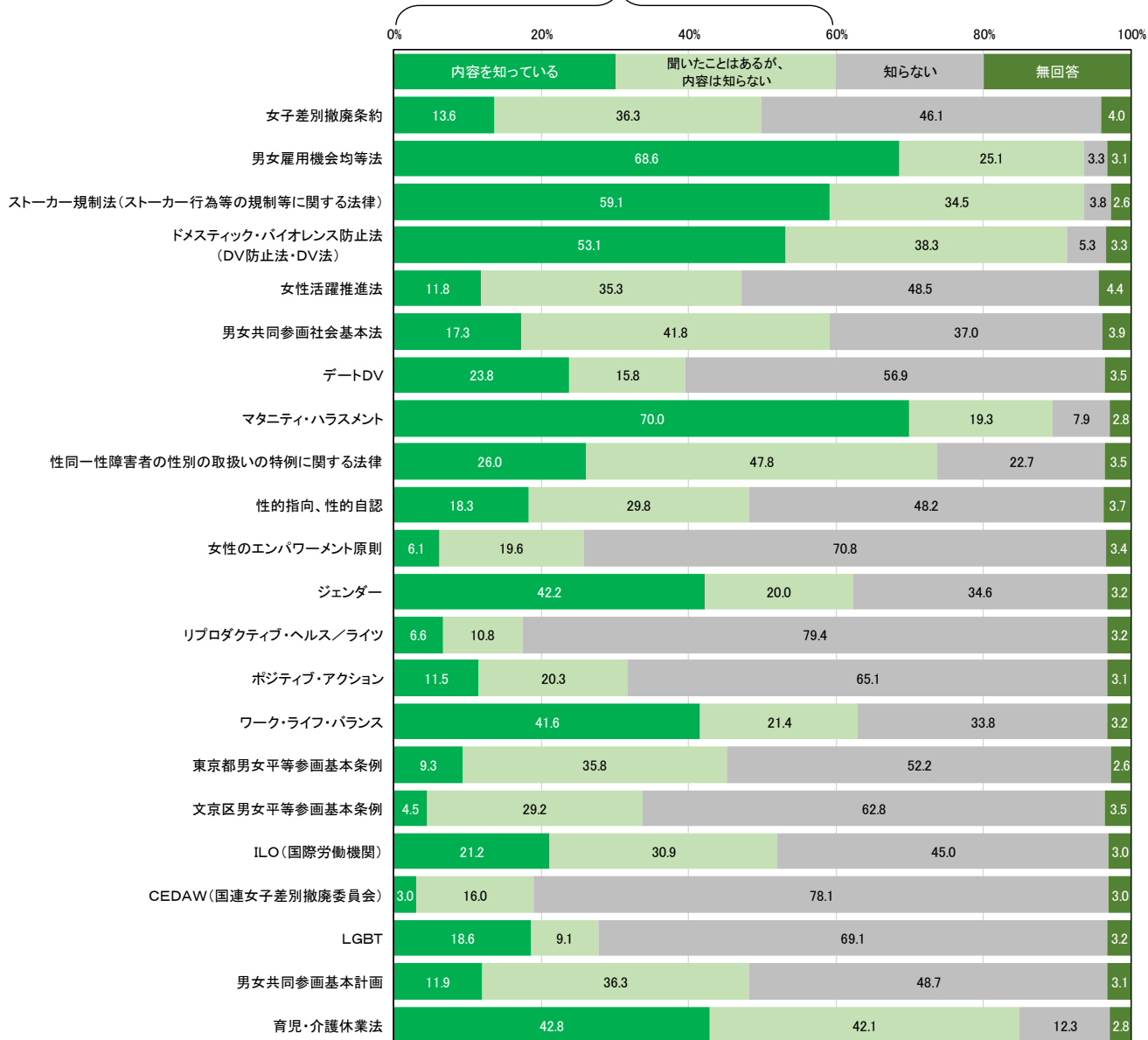
【回収】郵送もしくは回答用ウェブサイト

調査期間：平成 27 年 9 月 8 日～9 月 25 日

回収率：42.3%

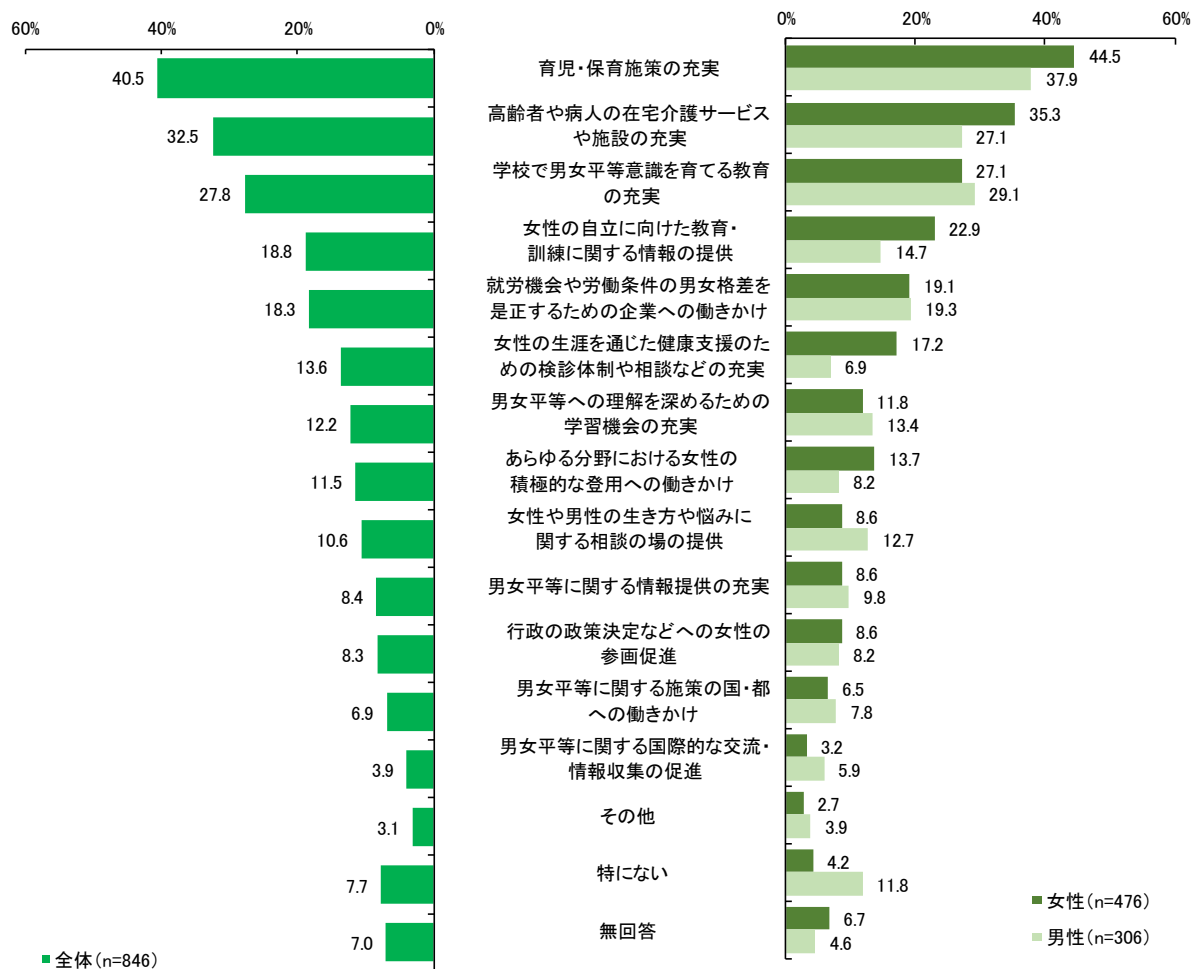
Q 次にあげる言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか。

【知っている】



文京区調査：文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

Q あなたは、男女平等参画社会を実現していくために、今後文京区はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。



文京区調査：文京区男女平等参画に関する区民調査（平成27年9月実施）

第3章 計画の体系

1. 計画の体系

大項目(目標)	中項目(課題)	小項目(施策)
<p style="text-align: center;">I</p> <p style="text-align: center;">男女平等参画社会を支える意識の形成</p>	<p style="text-align: center;">1 ジェンダーに敏感な視点に立った教育・学習</p>	<p>(1) 学校教育における男女平等教育・学習の推進</p> <p>(2) 生涯学習における男女平等教育・学習の推進</p>
	<p style="text-align: center;">2 ジェンダーに敏感な意識の浸透</p>	<p>(1) 男女平等参画社会実現に向けた普及・啓発の充実</p> <p>(2) 男女平等参画の現況把握</p>
<p style="text-align: center;">II</p> <p style="text-align: center;">女性の活躍と男女平等参画の推進</p>	<p style="text-align: center;">1 家庭生活における男女平等参画</p>	<p>(1) 家庭における男女の役割分担の改善</p> <p>(2) 介護者等への支援</p> <p>(3) 子育てへの支援</p>
	<p style="text-align: center;">2 地域社会における男女平等参画</p>	<p>(1) 地域活動への参画のための活動支援</p> <p>(2) 男女平等センターを拠点とした推進</p>
	<p style="text-align: center;">3 働く場における男女平等参画</p>	<p>(1) 仕事と家庭の両立支援</p> <p>(2) 職場における男女平等の促進</p> <p>(3) 女性の就労・再就職、起業等への支援</p> <p>(4) 男性中心型の労働慣行を改め多様な働き方の支援</p>
	<p style="text-align: center;">4 政策・方針決定過程における男女平等参画</p>	<p>(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進</p>

大	中	小	計画事業	
I	1	(1)	1. 性別に関わらない名簿の作成 2. 学習指導の充実	3. 生徒指導の充実 4. 性に関する知識の普及と充実
		(2)	5. 学習の機会の充実 6. 図書館における関連情報の充実	7. 理工チャレンジ
	2	(1)	8. 男女平等センター資料コーナーの充実 9. 男女平等参画啓発事業の充実 10. カラーリボンフェスタの実施 11. 教職員・保育園職員等への啓発 12. 学齢期の保護者等への意識啓発 13. 地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	14. 広報活動の充実 15. メディア・リテラシーの育成 16. 男女平等センターにおける学習機会提供の充実 17. 文京区職員、教職員向けの性自認および性的指向に関する対応指針
		(2)	18. 男女平等参画推進計画推進状況報告書の作成	19. 意識調査等の実施
II	1	(1)	20. 男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施	21. 両親学級の開催
		(2)	22. 介護保険サービスの充実 23. 介護保険外のサービスの充実	24. 障害福祉サービス等の充実 25. 障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実
		(3)	26. 子育て情報提供の充実 27. 一時保育事業 28. 乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成(再掲 21) 両親学級の開催 29. 乳幼児健康診査の実施 30. 文京区版ネウボラ事業	31. 保育園の相談機能の充実 32. 子育て訪問支援券事業 33. 妊産婦・乳幼児を持つ親を支援する講座等の実施 34. 区立幼稚園の預かり保育 35. 子育てひろば事業 36. 親子ひろば事業
	2	(1)	(再掲 13) 地域活動団体への男女平等参画の働きかけ 37. 地域における相互援助活動への支援	38. 地域活動団体への活動支援 39. ボランティア・地域活動参加への支援(再掲 106) 地域における防災活動の推進
		(2)	(再掲 16) 男女平等センターにおける学習機会提供の充実 40. 男女平等センターにおける団体活動の支援 41. 男女平等センターにおける相談事業の充実	(再掲 8) 男女平等センター資料コーナーの充実 42. 女性団体連絡会活動への支援 43. 各種団体の相互交流の促進 44. 保活情報の展示
	3	(1)	45. 保育園障害児保育 46. お茶の水女子大学こども園の開設 47. 地域型保育事業 48. 病児・病後児保育事業	49. 私立認可保育所の整備拡充 50. 育成室の整備 51. グループ保育室運営 52. ショートステイ事業・トワイライトステイ事業
			53. 育児・介護休業制度の普及・啓発 54. 労働相談やPR体制の充実 55. 労働関係セミナーの実施 56. 労働時間短縮の促進 57. 中小企業サポートブックの提供	58. 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 (再掲 124) 文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs) 推進事業所の登録 59. ライフパズル展の実施 (再掲 7) 理工チャレンジ
		(3)	60. 女性の起業・就労に関する情報の提供(再掲 54) 労働相談やPR体制の充実	61. 就労支援機関(ハローワーク飯田橋)との連携による就職面接会等の実施
		(4)	62. 多様な働き方や法制度の周知啓発 63. 非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施	64. 内職あっせん相談業務の充実
	4	(1)	65. 参画のための学習機会の充実 66. 広聴活動の充実	67. 委員会・審議会等への区民参画制度の充実 68. 委員会・審議会等への男女平等参画の推進

大項目(目標)

中項目(課題)

小項目(施策)

配偶者等暴力防止推進計画

Ⅲ
あらゆる暴力の根絶と
安全・安心な暮らしの
実現

1
ドメスティック・
バイオレンスの根絶

- (1)ドメスティック・バイオレンスの防止
- (2)ドメスティック・バイオレンスへの対応

2
あらゆる暴力の根絶

- (1)セクシャル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の暴力に対する防止・対応
- (2)メディアにおける性・暴力表現への対応
- (3)女性への暴力撤廃国際デーと暴力撤廃の呼びかけ

3
生涯を通じた
健康支援

- (1)性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発
- (2)保健指導・健康診査の充実

4
人権の尊重と
自立への支援

- (1)啓発、相談機能の充実
- (2)貧困等複合的困難を抱える方への各種支援制度の整備

5
男女平等参画の視点に
立った防災対策

- (1)男女平等参画の視点に立った災害時対応
- (2)防災に関する活動等への女性の参画推進

Ⅳ
推進システムの整備

1
庁内等推進体制の
整備・充実

- (1)文京区男女平等参画推進条例の推進
- (2)計画の推進と評価体制の確立
- (3)男女平等参画の視点に立った調達制度の活用
- (4)区職員への意識啓発及び人材育成
- (5)苦情申立て制度の運用

2
国際社会と国内の取組
の積極的理解・連携

- (1)国際社会の取組との連携
- (2)国連持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)、女性のエンパワーメント原則(WEPs)の周知・推進
- (3)国・都への要望と連携強化
- (4)大学・企業・民間団体との連携の強化

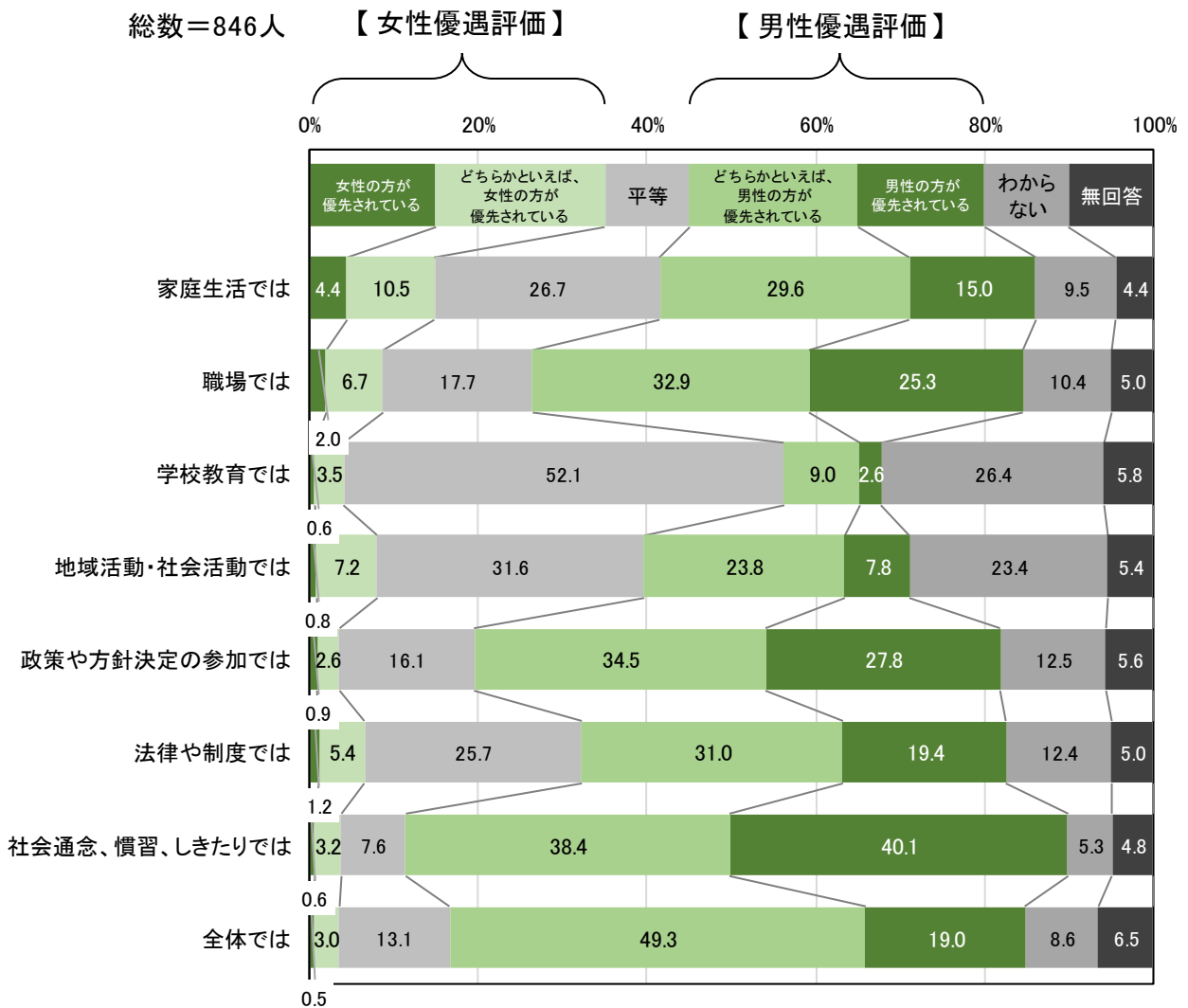
大	中	小	計画事業		
Ⅲ	1	(1)	69. ドメスティック・バイオレンス防止に向けた意識啓発の推進 70. 配偶者等からの暴力の防止関係機関連絡会の充実	71. 職員・教職員等への周知・研修	
		(2)	72. ドメスティック・バイオレンス被害者への支援策の周知 73. 配偶者等暴力防止相談事業の強化 74. 相談事業の連携 75. 被害者への支援	76. 母子・女性緊急一時保護事業の実施 77. 被害者の子どもへのケアの充実 78. 被害者の自立支援 79. 配偶者暴力相談支援センター機能整備の検討 (再掲 84) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携	
	2	(1)	80. セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 81. ストーカー防止に関する意識啓発の推進	82. 児童虐待防止ネットワークの充実 83. 乳幼児家庭支援保健事業の実施 84. 犯罪被害者支援ネットワークとの連携	
		(2)	85. 青少年を取り巻く有害環境の排除 (再掲 9) 男女平等参画啓発事業の充実	(再掲 15) メディア・リテラシーの育成	
		(3)	86. 文京オレンジデーキャンペーン	87. 女性の人権ホットライン、女性に対する暴力をなくす運動の周知	
	3	(1)	88. リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の促進 89. 妊娠・産じょく期の支援	90. エイズ・性感染症対策の推進 91. 不妊治療の支援	
		(2)	92. 健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実 93. 健康診査の実施		
	4	(1)	94. 人権を尊重する意識の啓発 95. 各種相談業務の充実 (再掲 41) 男女平等センターにおける相談事業の充実	96. 子どもの最善の権利を守る法律専門相談 97. 相談担当者への啓発	
		(2)	98. 母子及び父子福祉資金の貸付の実施 99. 母子生活支援施設の確保 (再掲 95. 各種相談業務の充実)	100. ひとり親家庭への支援 101. 母子家庭等自立支援事業の実施 102. 性自認・性的指向に係る支援(語り場)	
	5	(1)	103. 災害時における妊産婦・乳児救護所の開所 104. 救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携	105. 女性・子どもの二次的避難所の開設 106. 避難所運営における女性への配慮	
		(2)	107. 地域における防災活動の推進		
	Ⅳ	1	(1)	108. 文京区男女平等参画推進条例の周知	
			(2)	109. 男女平等参画推進会議の運営 110. 男女平等参画推進委員会の運営	111. 男女平等推進委員連絡会の運営 112. 計画評価と重点項目の指定 (再掲 18) 男女平等参画推進計画推進状況報告書の作成
			(3)	113. 区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの促進	
			(4)	114. 区職員に対する意識啓発の推進 115. 職務分担における固定的性別役割分担の是正 116. 印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛り込み	117. 区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発 118. セクシュアル、マタニティ(パタニティ)・ハラスメント防止策の充実 119. 女性職員の管理職等への登用推進
(5)			120. 苦情申立て制度の運用		
2		(1)	121. UN Women との連携		
		(2)	123. 国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)の周知	122. 国際機関との連携協力 124. 文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs) 推進事業所の登録	
		(3)	125. 国・都への要望		
		(4)	127. 大学・企業・民間団体との連携の強化 (再掲 7) 理工チャレンジ (再掲 86) 文京オレンジデーキャンペーン	(再掲 103) 災害時における妊産婦・乳児救護所の開所 (再掲 124) 文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs) 推進事業所登録	
			126. 公共機関との連携の強化		

第4章 計画事業とその考え方

I 男女平等参画社会を支える意識の形成

男女平等参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等の意識を有することが不可欠です。男女平等参画社会基本法が制定されて以降、法制度の整備は進められてきましたが、現実社会においては、固定的な性別役割分担意識がまだ根強く、男女の自由な生き方を縛ったり、可能性を狭めたりするなど、多くの課題が残されています。性差に関わらず、個人の個性と能力を發揮できるよう、生涯にわたる教育・学習を通じて、男女平等意識の浸透を図らなければなりません。今後も、あらゆる場面において男女平等参画社会を支える意識を形成するため、広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

Q あなたは、以下の面で女性と男性が平等になっていると思いますか。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

1. ジェンダーに敏感な視点に立った教育・学習

◆ジェンダーとは

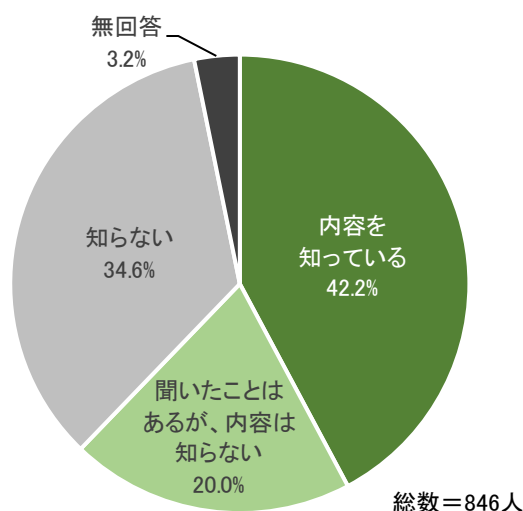
生物学的な差異に基づく男女の性別ではなく、社会的、文化的につくられた性差をいい、人々の意識の中につくられた「女性像」「男性像」を指す広い概念です。

多様な存在である人間を男女という2区分にし、その他の性自認を否定したり、伝統的な性別役割を期待することが、性差別や偏見等につながり、人々の自由な生き方を束縛したり、可能性を狭めたりすることによって、社会的な差別や権利の侵害を引き起こすことがあります。

『ジェンダーに敏感な視点』とは、ジェンダーが存在することを意識し、性別や性差に関する差別や偏見を排除し、人間の多様性に配慮する視点です。男女平等参画社会を実現するためには、このジェンダーに敏感な視点に立ち、人々がともに働き、ともに家事・育児・介護の責任を果たすことができるよう日々のあらゆる場面で改善に取り組み、ジェンダーに基づく性差別や偏見を克服していく必要があります。そのため、学校・職場・家庭・地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

区では、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う学校教育の場において、児童・生徒に対し人権や個性を尊重し、男女平等意識を培う教育を実践していくとともに、生涯学習の場において、男女平等参画社会の実現に向けた学習機会の提供や自主的な学習に対する支援を行います。

Q 『ジェンダー』という言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

(1) 学校教育における男女平等教育・学習の推進

区民一人ひとりが男女平等参画社会を支えることができるよう、学校教育の場において、男女平等教育・学習を一層推進するとともに、生活指導・進路指導においては児童・生徒一人ひとりの能力を尊重した指導を行います。

また、性に対する知識を深め、互いの性を尊重することができる人間関係を形成するため、発達段階に応じた性教育を実施します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	性別に関わらない名簿の作成	男女の性別の並びではなく、混合の五十音順の名簿を維持継続する。	教育指導課
2	学習指導の充実	各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習活動が展開されるよう指導内容・方法を充実する。	教育指導課
3	生徒指導の充実	男女平等の視点に立った生徒指導を充実する。性別によらない職業観を醸成し、個々の能力と適性に応じた進路指導を充実する。	教育指導課
4	性に関する知識の普及と充実	発達段階に応じた性教育（性被害、性自認・性的指向を含む）を実践することにより、性に関する多様性を含めて知識を深めるよう指導する。	教育指導課

(2) 生涯学習における男女平等教育・学習の推進

女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう各種講座等を開催します。

また、各種講座等への参加を促すため開催日時・保育等の配慮をするとともに、男女平等参画に関連する情報提供を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
5	学習の機会の充実	各種講座等を働く女性や男性も利用しやすい曜日や時間帯に開催する。 子育て中の男女が積極的に参加できるよう一時保育について配慮する。 講座等のカリキュラムに男女平等参画に関する課題を取り上げ、男女平等学習を充実する。	関係課
6	図書館における関連情報の充実	男女平等参画に関連する書籍・資料等を広く収集・整理し提供する。	真砂中央図書館

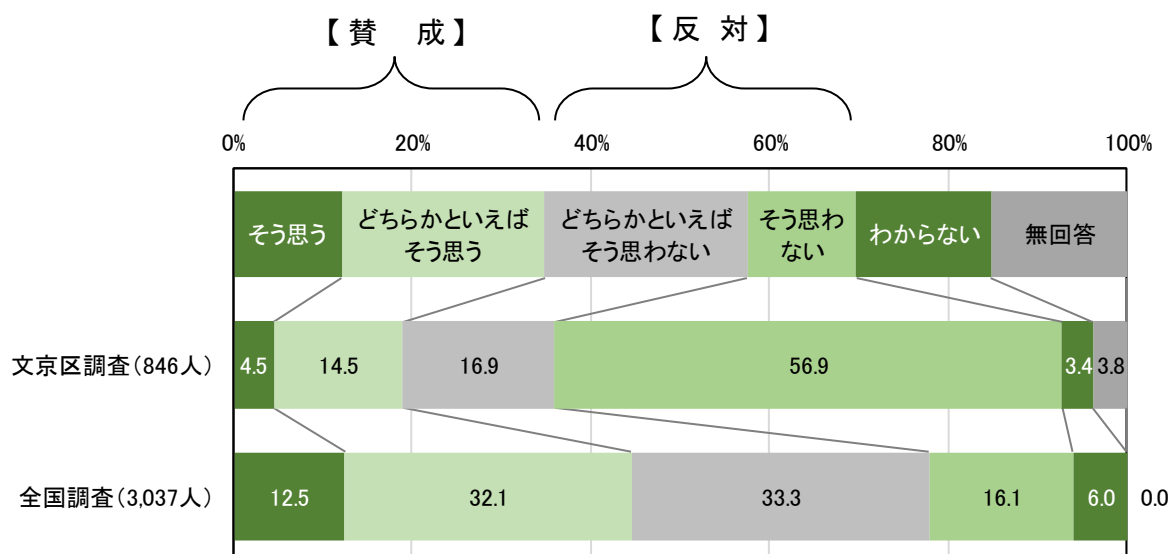
事業番号	事業名	事業概要	所管課
7	理工チャレンジ	理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生へ、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するため、内閣府男女共同参画局が中心となって行っている取組に参加し広く周知を図るとともに、STEM 教育の推進を図る。	総務課／関係課

2. ジェンダーに敏感な意識の浸透

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女平等参画に関する認識やその意識に対する理解を深め、定着させるためには、社会状況を把握しながら、たゆまぬ啓発・普及活動が不可欠です。特に若年男女及び家庭における夫・父親等、また企業・団体における経営者・管理職等の指導的地位にある男性の意識を変えるための意識啓発は重要です。

新聞、テレビ、インターネット、ゲーム等訴求力の高いメディアによりもたらされる情報は膨大かつ多様になり、人権尊重や男女平等の視点に立って、情報を主体的に読み解き自ら発信する力（メディア・リテラシー）を育成し、区が発信する情報や開催する事業から、区民や事業者等に対して、ジェンダーに敏感な意識を浸透させる必要があります。全ての人々が、学校・職場・家庭・地域それぞれにおいて、性自認や性的指向に関する多様性の視点も含めてジェンダーの存在を意識し、男女平等参画を推進することが求められています。

『男は仕事、女は家庭』という考え方に共感する



文京区調査: 文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

全国調査: 内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年8月～9月実施)

(1) 男女平等参画社会実現に向けた普及・啓発の充実

男女平等参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、また、学校・職場・家庭・地域の連携を図りながら、あらゆる年代に『ジェンダーに敏感な意識』を浸透させます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
8	男女平等センター資料コーナーの充実	図書館や関係機関との連携によって、男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し提供する。	総務課
9	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発紙の発行、区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
10	カラーリボンフェスタの実施	妊産婦への支援であるホワイトリボンや児童虐待の防止の支援であるオレンジリボン、性的指向や性自認への理解周知のためのレインボーリボンなど、アウェアネスリボンによる啓発活動を通じ、NPOやNGOなど地域団体と、区役所の各担当課との横断的な連携を深めた周知啓発活動を行う。	総務課／ 子ども家庭支援センター／ 健康推進課／ 予防対策課
11	教職員・保育園職員等への啓発	年少期の子どもたちの人格形成に関わる幼稚園・小中学校の教職員、保育園職員、児童館・育成室職員に対し、性別にとらわれない教育や生活指導・援助を行うため、男女平等教育についての意識啓発や指導力を高める研修を実施する。	幼児保育課／ 教育指導課／ 児童青少年課
12	学齢期の保護者等への意識啓発	PTA 合同講演会や家庭教育講座等を通じて、幼稚園・小中学校のPTA、青少年委員、学校が連携を密にするとともに、それぞれの立場で男女平等参画の意識を持って活動するよう働きかける。	教育総務課
13	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等を作成し働きかける。	関係課
14	広報活動の充実	区民等に必要な情報が必要な時に行き渡るよう、区報をはじめホームページやケーブルテレビ等で情報を発信するとともに、男女平等参画に関する情報も提供する。	広報課
15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じて、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き自ら発信する力を育成する講座等を実施する。	総務課／ 教育指導課／ アカデミー推進課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
16	男女平等センターにおける学習機会提供の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
17	文京区職員、教職員向けの性自認および性的指向に関する対応指針	区職員、教職員のための性自認および性的指向に関する対応指針を通して周知啓発に努めるとともに、より良い公共サービスの提供や、地域社会づくりのために活用する。	総務課 全課

(2) 男女平等参画の現況把握

区民の意識を把握し、より男女平等参画への理解を深めるための調査・研究を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
18	男女平等参画推進計画推進状況報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深めるため、男女平等参画推進計画推進状況報告書を作成する。	総務課
19	意識調査等の実施	計画改定などの機会をとらえ、男女平等参画に関する意識及び生活実態等の変化を明らかにするための調査を行う。	総務課

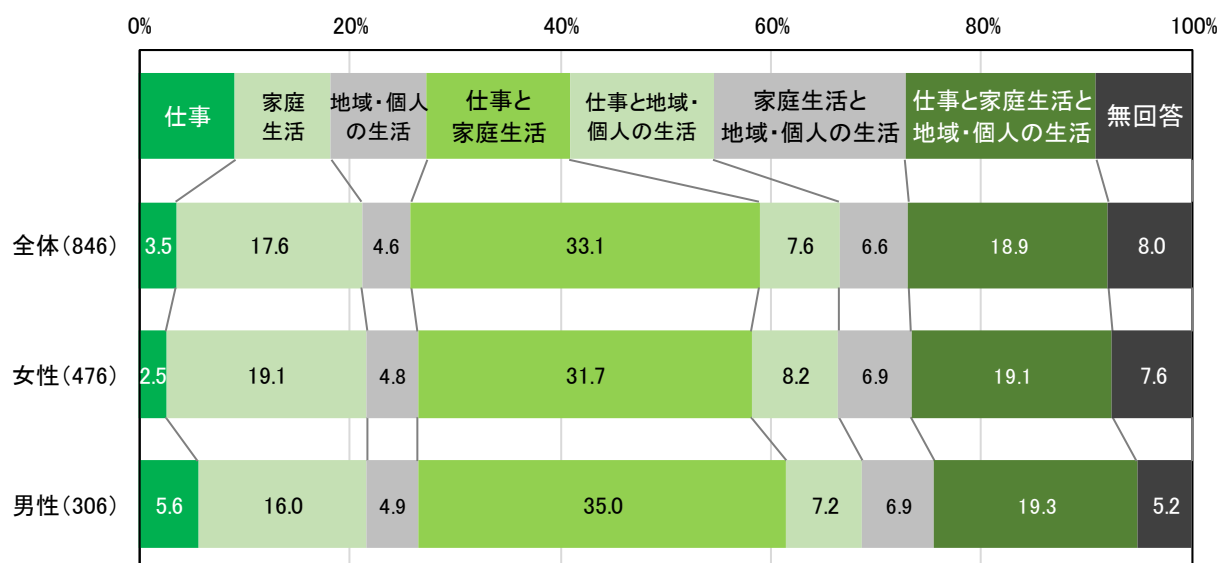
II 女性の活躍と男女平等参画の推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成 28 年 4 月 1 日より全面施行されました。この法整備により、301 人以上の民間事業主や地方公共団体は、様々な施策や報告事項が義務付けられ、300 人以下の民間事業主は努力義務となりました。しかし、女性の活躍の場は、働く場ばかりではなく、政治や司法、行政、経済、地域など様々な分野で求められています。

これまでもポジティブ・アクション（積極的改善措置）等について様々な取組みや推進、普及啓発が行われたものの、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性割合が低いのが現状です。このことを踏まえ、女性の参画拡大の動きをさらに加速するため、採用・登用・能力開発を視野に入れた事業主行動計画の策定を導入することが必要です。多様な人材の能力活用の観点からも、重要な担い手として女性の役割が再認識されています。

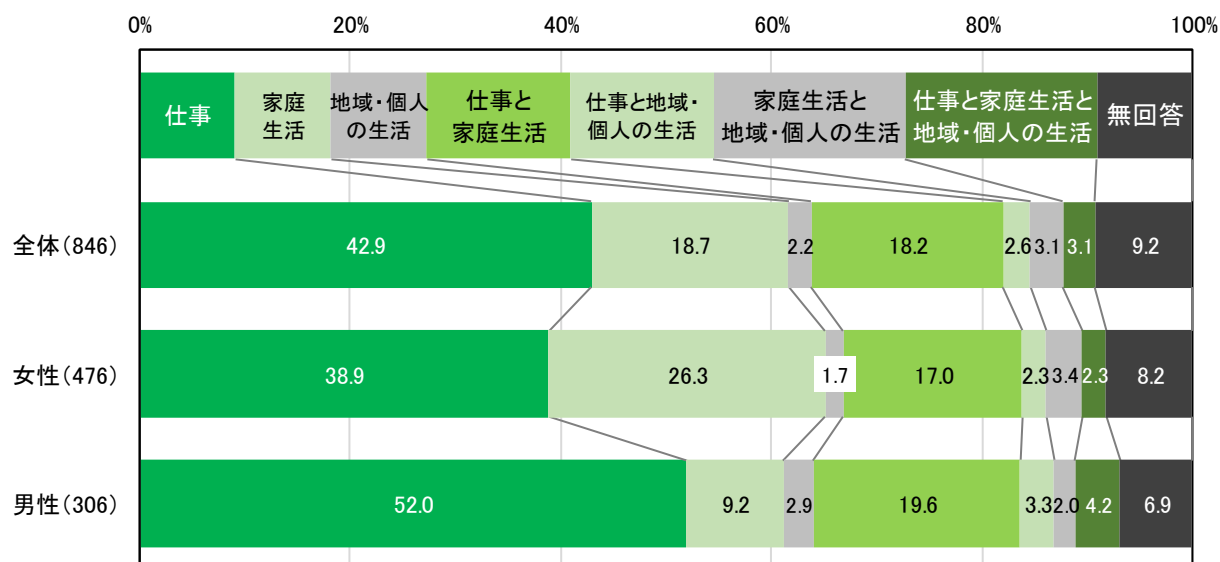
また、男性に対しては、両立支援制度の活用を促すことにより、家事・育児・介護・地域等に参画可能となるため、この環境整備が求められています。

Q ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての考え方で、あなたの希望(現状)に最も近いもの1つだけ選んでください。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

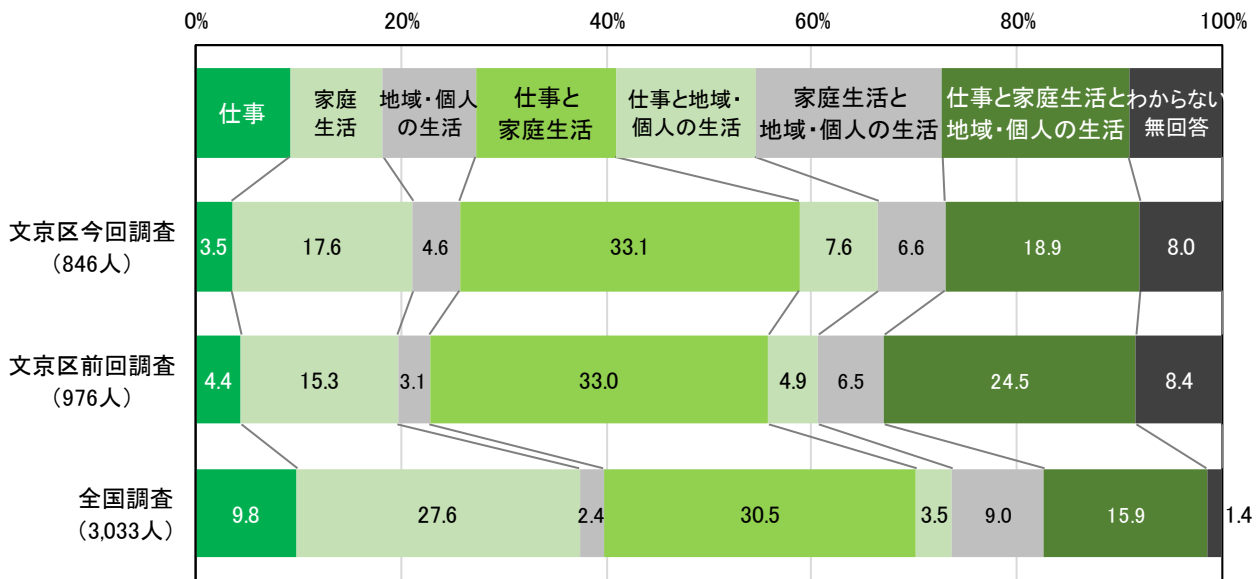
Q ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての考え方で、あなたの現実に最も近いもの1つだけ選んでください。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

ワーク・ライフ・バランスの優先度【希望】

文京区平成27年度調査、文京区21年度調査、全国24年度調査との比較



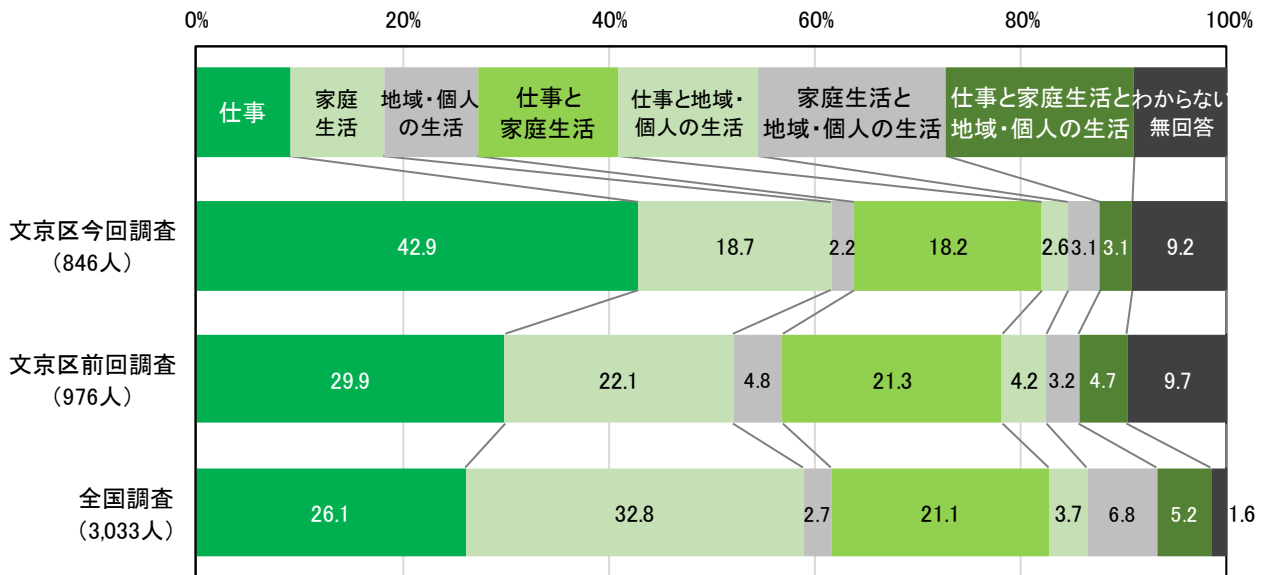
文京区今回調査: 文京区男女平等参画に関する区民調査 (平成27年9月実施)

文京区前回調査: 文京区男女平等参画に関する区民調査 (平成21年9月実施)

全国調査: 内閣府男女共同参画社会に関する世論調査 (平成24年10月実施)

ワーク・ライフ・バランスの優先度【現実】

文京区平成27年度調査、文京区21年度調査、全国24年度調査との比較



文京区今回調査: 文京区男女平等参画に関する区民調査 (平成27年9月実施)

文京区前回調査: 文京区男女平等参画に関する区民調査 (平成21年9月実施)

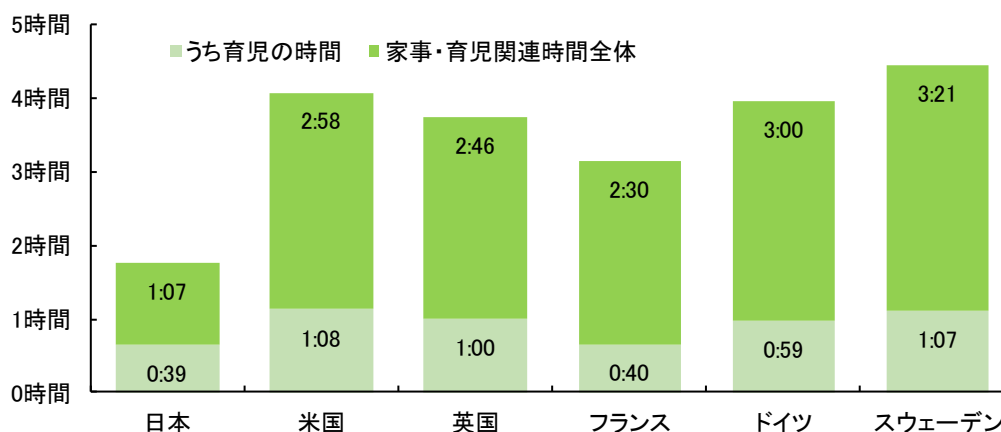
全国調査: 内閣府男女共同参画社会に関する世論調査 (平成24年10月実施)

1. 家庭生活における男女平等参画

あらゆる分野で女性の活躍を阻害している原因には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行」という。）が維持されている現状があります。区の調査においても就業の有無に関わらず「家庭内の炊事・洗濯・掃除などの家事」について「主に自分」だとの回答は女性が多く担っている状況がみられ、結婚している男女の家庭においては、女性のみが担っているという家庭が大半を占めている結果から、これまで男性の家事・育児・介護等の十分な分担が得られず、女性の負担が大きく、家庭以外の場所において女性の活躍が困難になる場合が多く伺えます。

初婚年齢や出産年齢が上昇し育児世代の平均年齢が上昇する中、育児と介護の二つのケアを同時に担う「ダブルケア」問題は、男女を問わず今後予測される大きな課題であることから、ケアワーク（家庭内労働）への理解と社会的な評価を高めるとともに、行政や企業、学校を含めた支援体制の整備と、男性や次世代の家族による家庭生活への参画を強力に促進する必要があります。

6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間（1日あたり、国際比較）



備考

1. 総務省「社会生活基本調査」(平成23年). Bureau Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2014) 及びEurostat “How Europeans Spend Their Everyday Life of Women and Men” (2004) より作成
2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」「介護・看護」「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)

(1) 家庭における男女の役割分担の改善

男女がともに協力して家族の一員としての責務を果たし、豊かで自立した生活が営めるよう支援します。

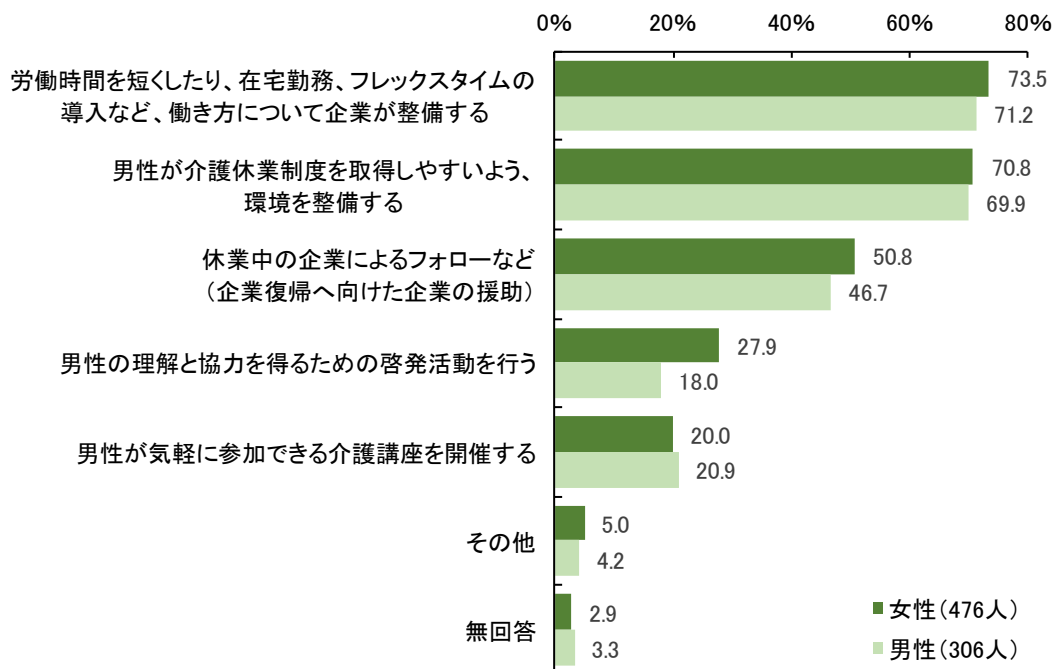
事業番号	事業名	事業概要	所管課
20	男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施	男性が家事・育児・介護などの家庭生活において家族としての責任を果たせるようきっかけを作る事業を実施する。(父親向け子育て支援事業、一日保育士体験、育メンのためのはじめのいっぽ、パパッと！パパごはん 等)	総務課／ 幼児保育課／ 子ども家庭支援センター／ 保健サービスセンター／ 真砂中央図書館 ／関係課
21	両親学級の開催【子】	初めて子どもを持つ男女を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター

(2) 介護者等への支援

少子・高齢化の進展や核家族、共働き世帯が増加し、社会全体で高齢者を介護する人を支援することが求められています。安心して介護と仕事を両立できる社会を目指し、家族や親族の介護は個人だけでなく社会で担う必要があることや、介護に関わる職業についての理解を深めるため、中学生向けの介護啓発冊子の配布を行います。

また、介護される者の自立を促し、介護者等の負担軽減を図り、社会参画を促進するためのサービスを充実します。

Q これからは公的なサービスの整備とともに、男性も共に介護を担うことが求められます。男性の介護への参加を進めるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。



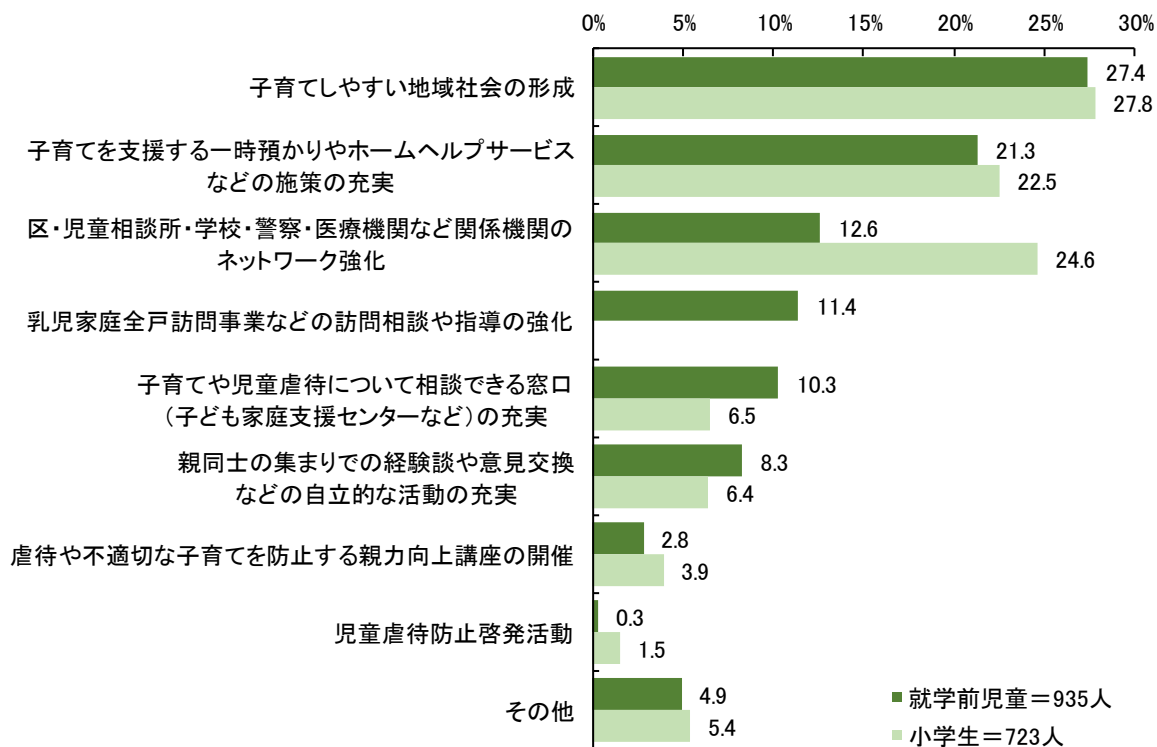
文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

事業番号	事業名	事業概要	所管課
22	介護保険サービスの充実【高】	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、介護保険制度の周知を図り、サービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、社会参画を促す。また、若年層への介護制度や取り組みなどの周知啓発を行う。	介護保険課
23	介護保険外のサービスの充実【高】	介護保険外のサービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、社会参画を促す。	高齢福祉課
24	障害福祉サービス等の充実【障】	障害福祉サービス等を提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課
25	障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実【障】	法外のサービスを提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課

(3) 子育てへの支援

子育ての孤立化や不安を解消し安心して子育てができるような環境整備を進め、すべての子育て家庭への支援を充実します。

Q 児童虐待や不適切な子育て防止のために最も効果的と思うこと。



文京区子育て支援に関するニーズ調査(平成25年10月～11月実施)

事業番号	事業名	事業概要	所管課
26	子育て情報提供の充実【子】	子育てに係る各種サービスについて、わかりやすく情報提供する。	子育て支援課
27	一時保育事業【子】	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加、保護者の疾病など、多様な保育需要に対応するため、一時保育事業を実施する。	子育て支援課／ 幼児保育課
28	乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成【子】	乳幼児及び義務教育就学児にかかる保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
再掲 21	両親学級の開催【子】	初めて子どもを持つ男女を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参画者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター

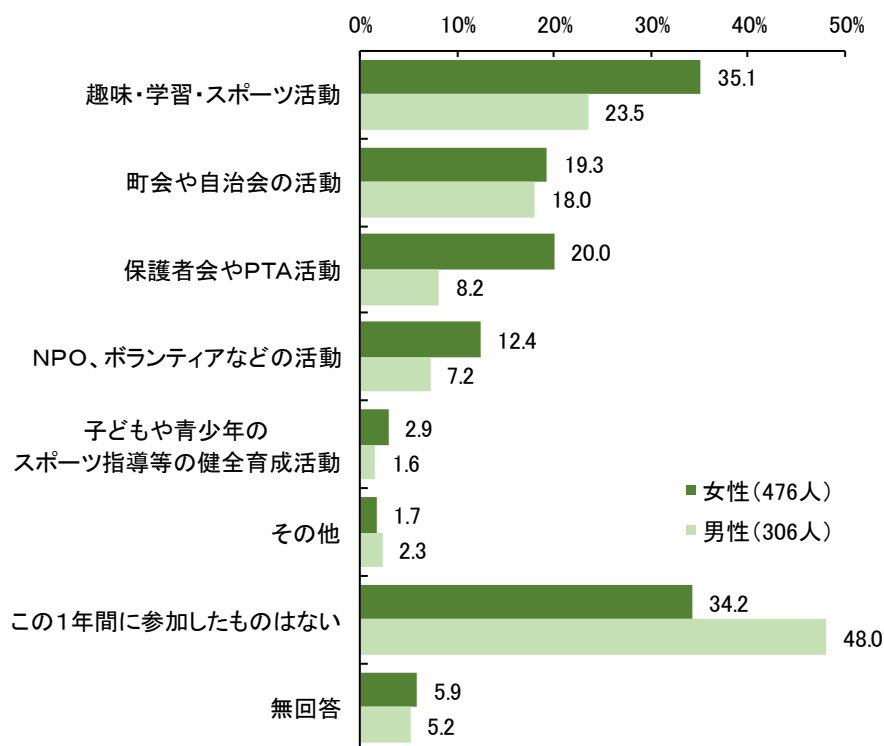
事業番号	事業名	事業概要	所管課
29	乳幼児健康診査の実施【保】	乳幼児の健康管理や疾病の早期発見等、育児に必要な健康診査並びに保健指導を行う。また、生活環境や疾病構造の変化等に合わせ、アレルギー健診や発達健診等健康診査事業を実施する。	保健サービスセンター
30	文京区版ネウボラ事業	保健師・助産師等が産前・産後の健康や子育ての相談に応じるネウボラ相談、妊娠中の様々な不安の軽減を図る妊婦全数面接、宿泊型ショートステイ等産後ケア事業などを実施し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。	保健サービスセンター
31	保育園の相談機能の充実【子】	区立保育園において「乳幼君子育て相談」を実施する。また、各保育園が独自のメニューを設定し、子育てに関する相談や情報提供を行うことによって、親子が気軽に集い、子育て世帯の抱える悩みや不安、ストレスの軽減を図り、子育ての喜びを実感してもらうことを目指す「地域子育てステーション事業」を実施する。	幼児保育課
32	子育て訪問支援券事業【子】	ベビーシッターサービスの提供を希望する2歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、区が指定した事業者のベビーシッターサービスを一定の負担で利用できる「子育て訪問支援券」を交付する。	子育て支援課
33	妊産婦・乳幼児を持つ親を支援する講座等の実施【子】	妊婦や乳幼児の健康管理等の知識を普及啓発するため、母親学級、離乳食講習会、子育て支援講座、児童館における乳幼児とその保護者を対象とした活動等を実施する。	保健サービスセンター／ 総務課／ 児童青少年課
34	区立幼稚園の預かり保育【子】	保育園の待機児童対策及び区立幼稚園における保育内容の充実を図るため、幼稚園の教育課程終了後及び長期休業中、区立幼稚園全園で実施する。	学務課
35	子育てひろば事業【子】	保護者と就学前の乳幼児と一緒に安心して遊べる場を提供するとともに、親同士の情報交換や子育てに関する相談、子育て支援に関する講習等を実施するなど、保護者への支援を行う。	子育て支援課
36	親子ひろば事業【子】	3歳未満の親子が楽しく遊びながら、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供するとともに、支援員による子育てに関する助言や、子ども家庭支援センターのサポートなど必要な支援につなげます。	子ども家庭支援センター

2. 地域社会における男女平等参画

従来の地域活動では、参加者は総体的に女性の方が多くにもかかわらず、伝統的な慣習や固定的な性別役割分担意識から、女性は裏方、男性は表舞台といった役割分担がみられます。女性活躍推進法を踏まえ、地域においてもさらに女性の活躍に向けた環境整備が必要になっており、特に災害時に備え、性差、年代、障害の有無など多様な視点に立った防災対応策が必要とされています。

区は、性別やライフステージにかかわらず、あらゆる人たちが地域活動に参画しやすい環境づくりに努めます。また、福祉、教育、防災防犯、まちづくり、文化活動など様々な分野において男女が偏りなく活動にかかわれるよう、施策を通じて地域社会における男女平等参画の実現に努めます。

Q あなたが、この1年間参加した地域活動や社会活動は、次のうちどれですか。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

(1) 地域活動への参画のための活動支援

地域活動団体への意識啓発と支援を行うとともに、区民の地域活動への積極的な参加を促すことによって、女性と男性が偏らずに地域活動ができるよう支援します。

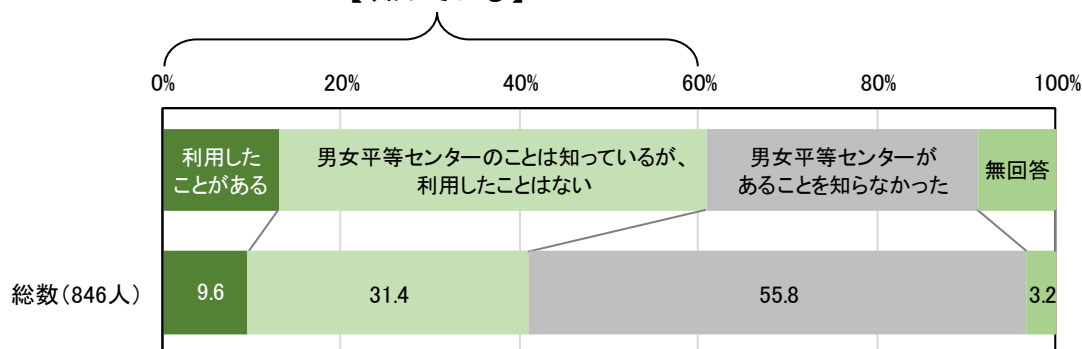
事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 13	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等を作成し働きかける。	関係課
37	地域における相互援助活動への支援	地域において、相互援助活動をする団体を支援する。(ファミリーサポートセンター事業、いきいきサービス事業ホームヘルプサービス、ライブラリーパートナー等)	関係課
38	地域活動団体への活動支援	各種団体の地域活動への参画について支援する。(スポーツ推進委員派遣、文の京ロードサポート、地区協議会支援等)	関係課
39	ボランティア・地域活動参加への支援	ボランティア・地域活動に関する情報を収集し提供するとともに、相談に応じ、区民の活動への参加を支援する。	関係課
再掲 106	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等を行う。	防災課

(2) 男女平等センターを拠点とした推進

男女平等参画の推進及び活動の拠点施設である男女平等センターにおいて、学習の機会を提供するとともに、男女平等参画に資する団体活動の支援を行い、地域における男女平等参画を推進します。

Q あなたは、文京区男女平等センターを利用したことがありますか。

【知っている】



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

◆文京区男女平等センターとは

文京区男女平等参画推進条例において、男女平等参画の推進及び活動の拠点施設として位置づけられ、男女平等参画社会の実現に向けた学習の機会、交流の場を区民に提供しています。

また、性別や年齢を問わず、自分自身の生き方や人間関係等についての相談事業も行っています。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 16	男女平等センターにおける学習機会提供の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
40	男女平等センターにおける団体活動の支援	男女平等参画に関わる団体に、必要な情報や活動の場を提供する。	総務課
41	男女平等センターにおける相談事業の充実	パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行う。	総務課
再掲 8	男女平等センター資料コーナーの充実	図書館や関係機関との連携によって、男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し提供する。	総務課
42	女性団体連絡会活動への支援	指定管理者として男女平等センターの管理運営に携わる文京区女性団体連絡会を協働・協治の視点から支援する。	総務課
43	各種団体の相互交流の促進	男女平等参画社会の実現に資する団体の相互交流や連携を深めるため、団体の活動状況等の情報を収集し提供する。	総務課
44	保活情報の展示	仕事と家庭の調和を目指す支援として、保育事業における各園の情報提供を行う。	総務課／ 幼児保育課

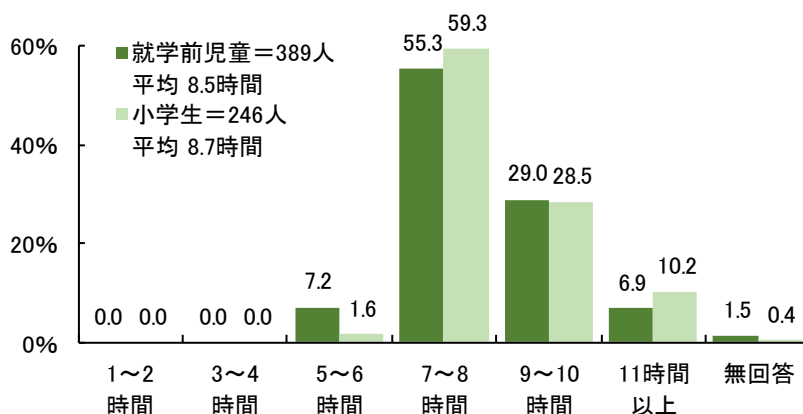
3. 働く場における男女平等参画

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする男性中心型労働慣行が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。

長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じてICTサービスを活用するなどにより、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方改革を推進します。

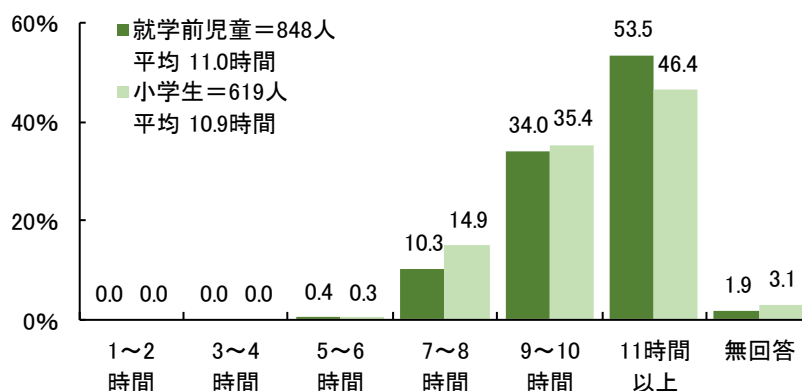
さらに、ポジティブ・アクションにより職場における男女間格差を是正するなどを通じ、男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、また、地域社会への貢献等、あらゆる分野において活躍するとともに、自己啓発等にかかる時間を確保できるなど、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現へと取り組むことが大切です。

フルタイム就労者の就労状況
母親の1日当たりの就労時間



文京区子育て支援に関するニーズ調査(平成25年10月~11月実施)

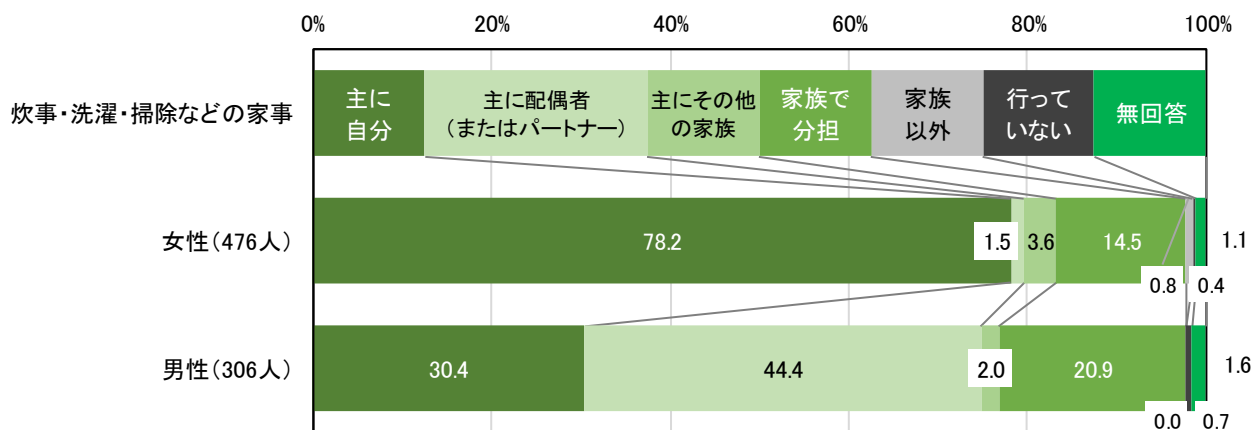
フルタイム就労者の就労状況
父親の1日当たりの就労時間



文京区子育て支援に関するニーズ調査(平成25年10月~11月実施)

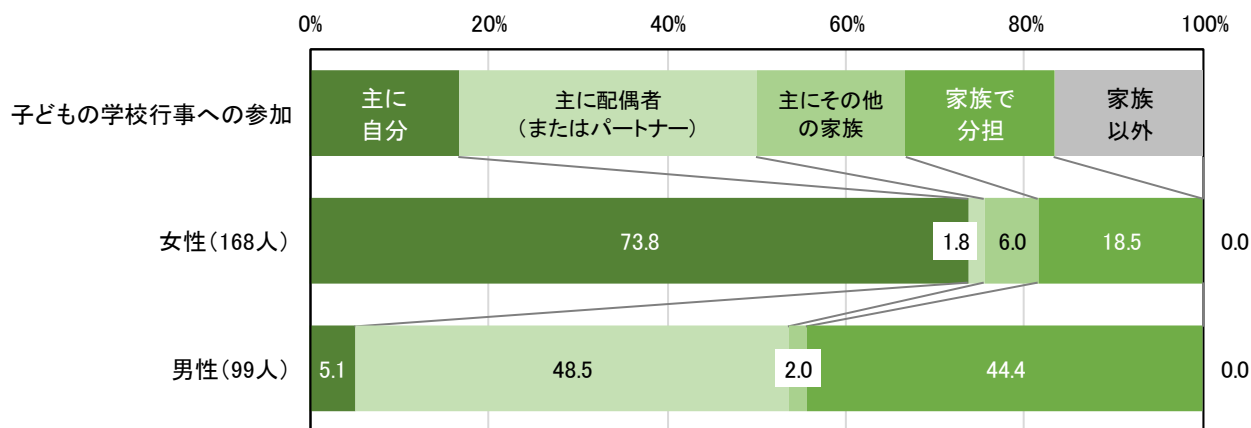
(1) 仕事と家庭の両立支援

Q あなたは、家庭で炊事・洗濯・掃除などの家事を、主にどなたが行っていますか。



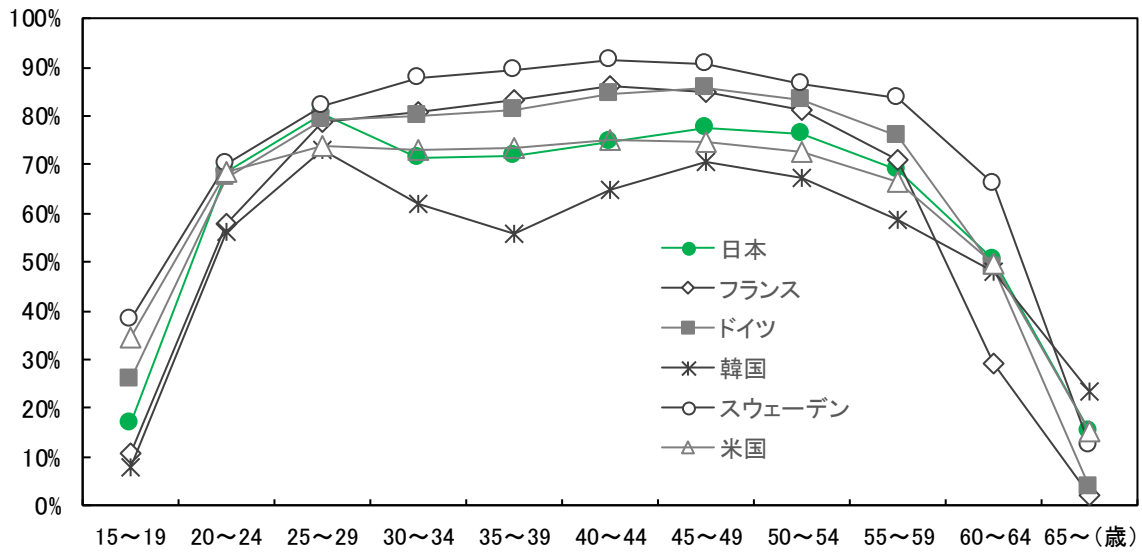
文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

Q あなたは、家庭で子どもの学校行事への参加を、主にどなたが行っていますか。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

主要国における女性の年齢階級別労働力

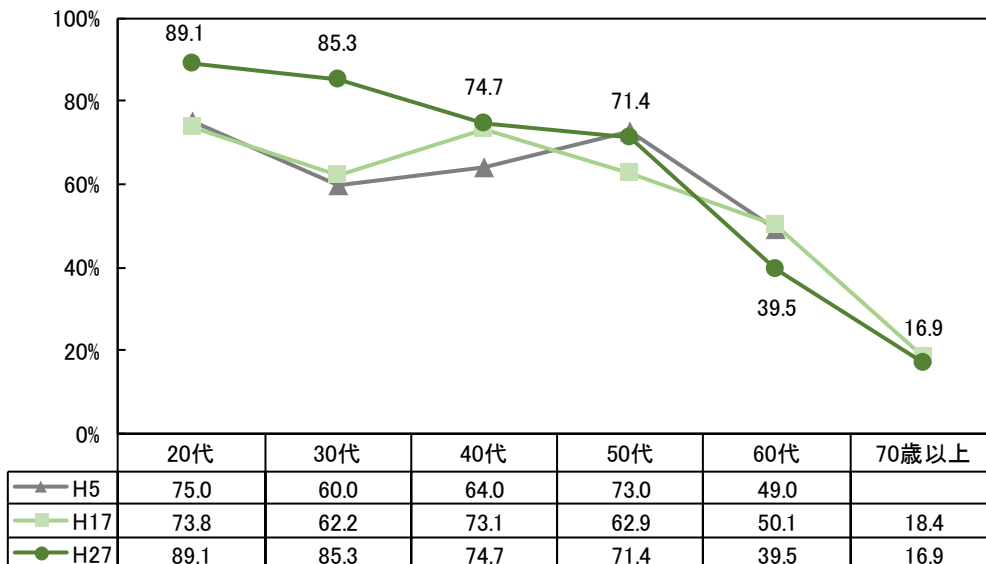


内閣府「男女共同参画白書」平成28年版

備考

1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年), その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。
2. 労働力率は, 「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
3. 日本, フランス, 韓国及び米国は2015(平成27)年値, その他の国は2014(平成26)年値。
4. 米国の15~19歳の値は, 16~19歳の値。

文京区 女性の年代別就業率



H5: 文京区男女共生社会に向けての区民の意識調査(平成5年2月)

H17: 文京区男女平等参画白書 文京区男女平等参画に関する区民意識・生活実態調査(平成17年3月)

H27: 文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

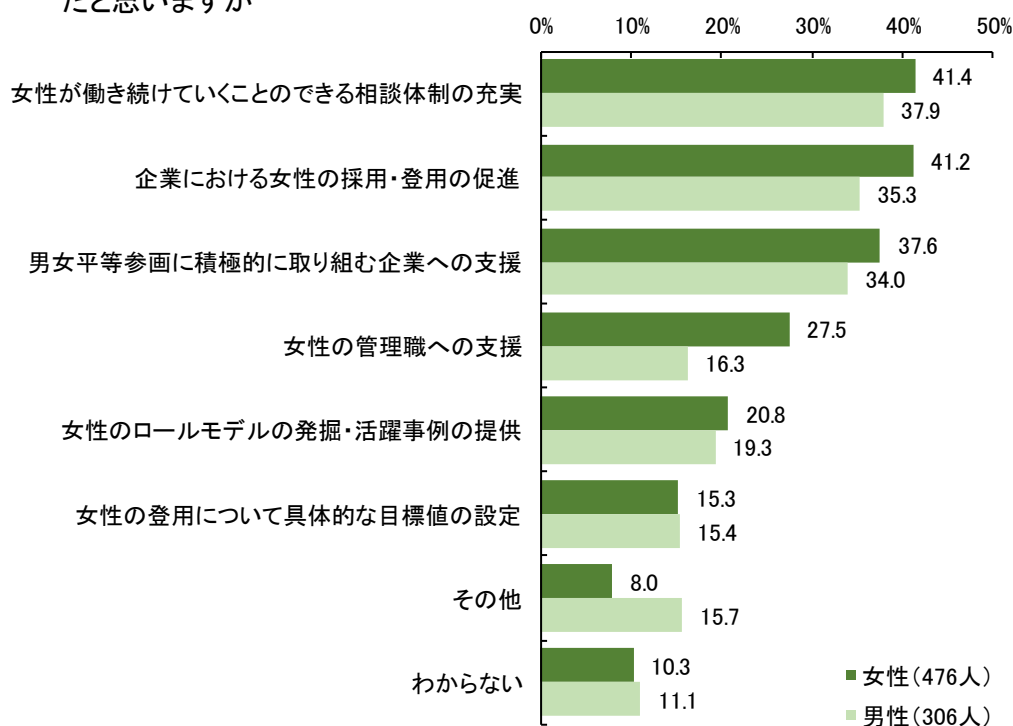
家庭生活における男女平等参画への支援に加えて、子育て中の保護者の就業形態の多様化や家族形態の変化に伴い、保育需要に見合った保育施設や制度を整備します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
45	保育園障害児保育【子】	区立保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。	幼児保育課
46	お茶の水女子大学こども園の開設【子】	子育て支援のさらなる推進に向けて、国立大学法人お茶の水女子大学との協働で、認可保育所に幼稚園機能を備えた、区立の保育所型認定こども園を大学の敷地内に開設する。なお、施設運営については、大学に業務全般を委託する。	幼児保育課
47	地域型保育事業【子】	保育を必要とする乳幼児を対象に、地域型保育事業として家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業を実施する。	幼児保育課
48	病児・病後児保育事業【子】	病中または病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに医療機関で一時的に預かるほか、ベビーシッターの派遣による訪問型の病児・病後児保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。	子育て支援課
49	私立認可保育所の整備拡充【子】	保育需要に応えるため、私立認可保育所の整備を促進し、保育サービスの量的拡大を図る。	幼児保育課
50	育成室の整備【子】	保護者の就労等により、放課後家庭で保育が受けられない児童に対し、指導員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援する育成室を整備する。	児童青少年課
51	グループ保育室運営【子】	幼稚園内のスペースに保育室を設置し、再任用保育士等により、3歳未満の乳幼児の保育を行う。	幼児保育課
52	ショートステイ事業・トワイライトステイ事業【子】	保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども（生後7日目から小学生まで）を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊又は夜間の一時預かりを行う。	子育て支援課

(2) 職場における男女平等の促進

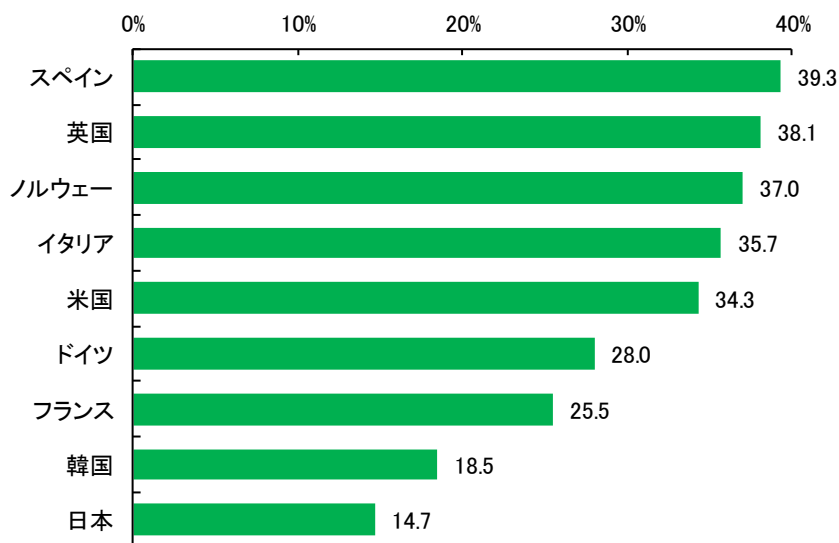
雇用の場（募集・採用・配置・昇進等）における男女平等を確保し、労働条件を向上させるため、経営者に対するセミナー等を通して職場環境の整備を促進します。また、男女がともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境が進むよう、事業者への働きかけと支援を行い、あらゆる機会を捉えて企業や労働者に対し、男女雇用機会均等法、労働基準法、女性活躍推進法の周知を図ります。

Q 女性の管理職の登用など、女性の参画を促すには、どのような支援が必要だと思いますか



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

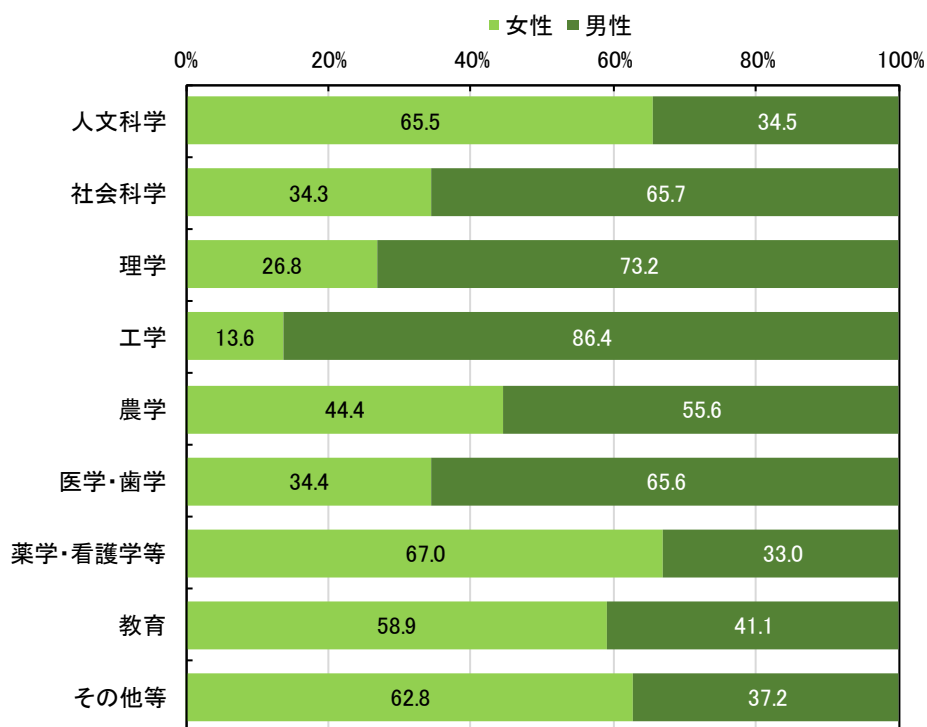
諸外国の研究者に占める女性割合



備考

1. 総務省「科学技術研究調査」(平成27年), OECD“Main Science and Technology Indicators”米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF)“Science and Engineering Indicators 2016”より作成。
2. 日本の数値は, 2015(平成27)年の値。韓国は2014(平成26)年の値。その他の国は2013(平成25)年の値。推定値及び暫定値を含む。
3. 米国の数値は, 雇用されている科学者(Scientists)における女性割合(人文科学の一部及び科学者を含む)。技術者(Engineers)を含んだ場合, 全体に占める女性科学者・技術者割合は29.0%。

大学(学部)専攻別にみた学生の割合(男女別、平成27年)



備考

文部科学省「学校基本調査」より作成。
「その他等」は家政, 芸術, 商船, その他の合計。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
53	育児・介護休業制度の普及・啓発	区民・区内事業者へ、男女がともに取得できる育児・介護休業制度を普及し、啓発する。	経済課／ 総務課
54	労働相談やPR体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談の提供や、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課
55	労働関係セミナーの実施	各労働行政機関と連携して、事業主及び労働者に対して労働法規関係のセミナーを実施する。	経済課
56	労働時間短縮の促進	労働時間短縮のための設備投資にかかる資金調達をより行いやすくするため、区の融資あっせん制度により、区内企業に対し資金面で支援する。	経済課
57	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容をわかりやすく情報誌として提供する。	経済課
58	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、セミナーの提供や融資を行います。	経済課
再掲 123	文京区女性のエンパワメント原則（WEPs）推進事業所の登録	UN Women と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワメント原則を踏まえた区独自の推進事業の実施。	総務課／ 契約管財課／ 経済課
59	ライフパズル展の実施	男女がともに働きやすい環境整備への意欲を高めるとともに、仕事と家庭、個人の調和を推進し、自らのライフステージに取組む形を紹介し啓発に取組みます。	総務課
再掲 7	理工チャレンジ	理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生へ、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するため、内閣府男女共同参画局が中心となって行っている取組に参加し広く周知を図るとともに、STEM 教育の推進を図る。	総務課／ 関係課

(3) 女性の就労・再就職、起業等への支援

就労・再就職等を希望する女性に対して、就労に関する情報提供、労働講座の開催、研修等の参加促進による支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
60	女性の起業・就労に関する情報の提供	女性就労の増加に対応するため、広範な就職情報が得られるよう、国・都の資料を活用し、公共職業安定所との連携により情報を提供する。	経済課
再掲 54	労働相談やPR体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談の提供や、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課
61	就労支援機関（ハローワーク飯田橋）との連携による就職面接会等の実施	女性の就労や再就職支援など、就労支援機関（ハローワーク飯田橋）と連携し、就職面接会などを実施する。	経済課

(4) 男性中心型の労働慣行を改め多様な働き方の支援

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年）が策定されて以来、政府を中心とした経済界、労働界、地方公共団体の協力の下、様々な取組みが行われていますが、長時間労働や両立支援の環境整備への改善は多くの課題を抱えています。区が行った調査においても、男女ともに「仕事を優先している」という現状があり、前回の調査（平成 21 年度）時よりもその割合が高くなっていることから、現実と意識が過度の長時間労働にもつながり、心身の不調を誘引することが懸念されます。育児・介護等との両立を希望し、就業を望む女性にも厳しい現状となっています。

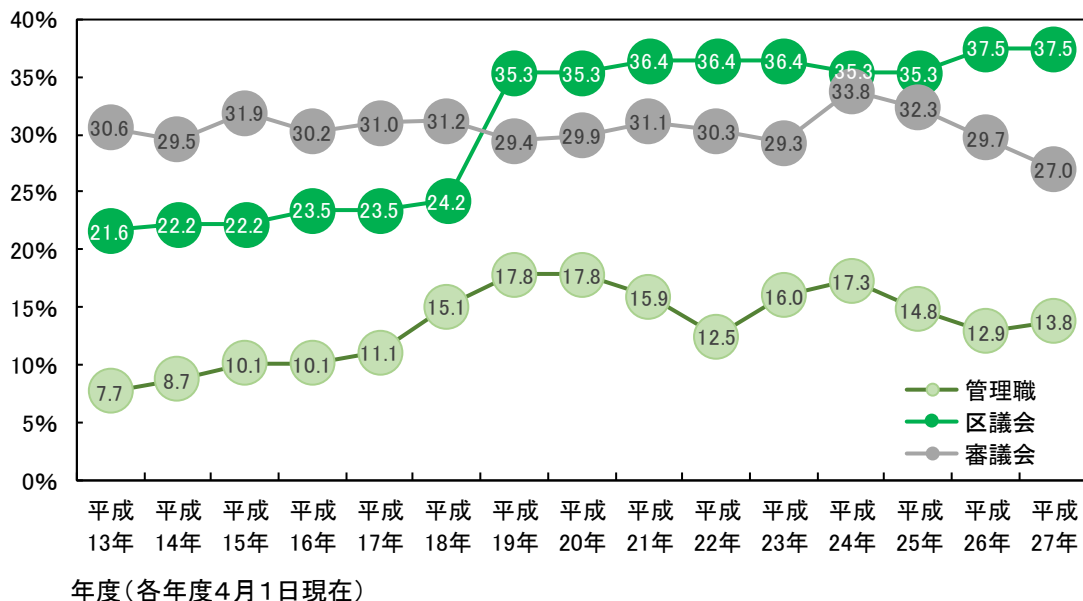
また、近年は性別を問わず非正規での雇用が増加し、非正規雇用者の労働条件を改善・向上するためには事業者に対する啓発などの取組が必要です。多様な働き方の推進が勧められる中、在宅勤務や内職労働については、低賃金、不明瞭な委託条件等、様々な問題が発生する機会が多いため、委託者（仕事の発注者）に対する啓発を行うとともに、内職者への職業意識を高める必要があります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
62	多様な働き方や法制度の周知啓発	女性活躍推進法や労働に関する各種法律の改正内容について、関係機関と連携し周知啓発を行う。	総務課
63	非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施	非正規雇用者の労働条件を向上し、労働環境を整備するため、区内の非正規雇用者や雇用主に対して意識啓発をする。	経済課
64	内職あっせん相談業務の充実	内職者の労働条件を改善し生活安定のため、家内労働法や内職あっせん相談業務を周知・徹底	経済課

4. 政策・方針決定過程における男女平等参画

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・学校・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。多くの分野において女性の活躍が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画については、まだ十分とは言えません。男女が政治的意思決定過程に積極的に参画しともに責任を担うとともに、多様な意思が社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大が望まれます。新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中で、女性の関心事項を含め、男女共同参画の推進に向けた政策・方針を制度に盛り込むなど、政治的な優先課題に反映させることも重要です。

文京区における女性の参画率等の推移



(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

広聴活動や区民参画制度を充実することにより、政策・方針決定過程への男女平等参画を促進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
65	参画のための学習機会の充実	区民等の自主的な学習活動を支援するとともに、区政への理解を深めてもらい、区民参画型の区政を推進するきっかけとするため、区職員が出向き講義する「文京お届け講座」を実施する。	アカデミー推進課
66	広聴活動の充実	区民等がそれぞれのライフスタイルに合った方法で、区政に対する意見・要望等を寄せられるよう、来庁、電話、手紙、メール、広聴はがき等により、広く「区民の声」を聴取する体制を整え、政策・方針決定の参考とする。	広報課
67	委員会・審議会等への区民参画制度の充実	委員の公募を拡大することにより、広く区民の意見を反映させる。 公募委員の比率：全委員数の25%以上	関係課
68	委員会・審議会等への男女平等参画の推進	女性委員の参画状況を継続的に調査し、結果を周知する。委員の改選時期をとらえ審議機関の目的・性格に応じて女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。 男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満とならないことを目標とする。	総務課／ 関係課

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現

男女平等参画社会の実現に向け、男女問わず個人として尊重されること、性差等により差別的な取扱いを受けないこと、個人としてその能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者暴力やストーカー等の暴力行為、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、性の商品化等は個人の尊厳を傷つける決して許されない行為です。加えてこれらは、子どもや女性、立場的に弱者とされる方々が被害者となるケースが多く、男女平等参画社会を形成していく上で、早急に対応し克服すべき課題です。

また、人間としての尊厳を守るためには、生涯にわたる心と体の健康が欠かせません。特に、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ）は、女性の人権にかかわる重要な課題とされています。男女を問わず、人が互いに理解し合い、人権を尊重し合うことは、男女平等参画を推進するための前提です。さらに、個人の自立を容易にするための相談支援体制の充実や社会基盤の整備が求められています。

1. ドメスティック・バイオレンスの根絶

この項目は、配偶者暴力防止法に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」に相当します。

◆ 法制度の整備

平成 13（2001）年に配偶者暴力防止法が制定され、配偶者からの暴力が「犯罪となる行為」として明確に規定され、被害者を保護するための仕組みが確保されました。

平成 16（2004）年には配偶者暴力防止法の見直しが行われ、被害者支援のための国・地方自治体の責務を明記するとともに、保護命令の対象を元配偶者に拡大するなど柱とした改正法が成立しました。

同年、児童虐待防止法の一部改正により、児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、直接児童に対して向けられた行為でなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれることが明確にされました。

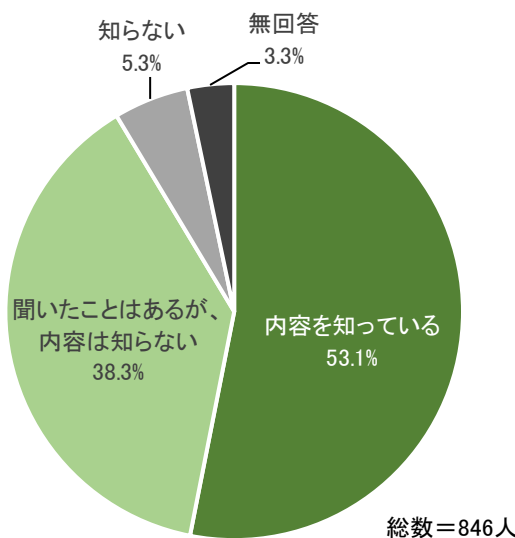
平成 19（2007）年の改正では、区市町村による基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備が、努力義務とされています。

平成 25 年（2013）年の改正では、保護命令の対象を生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大しています。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

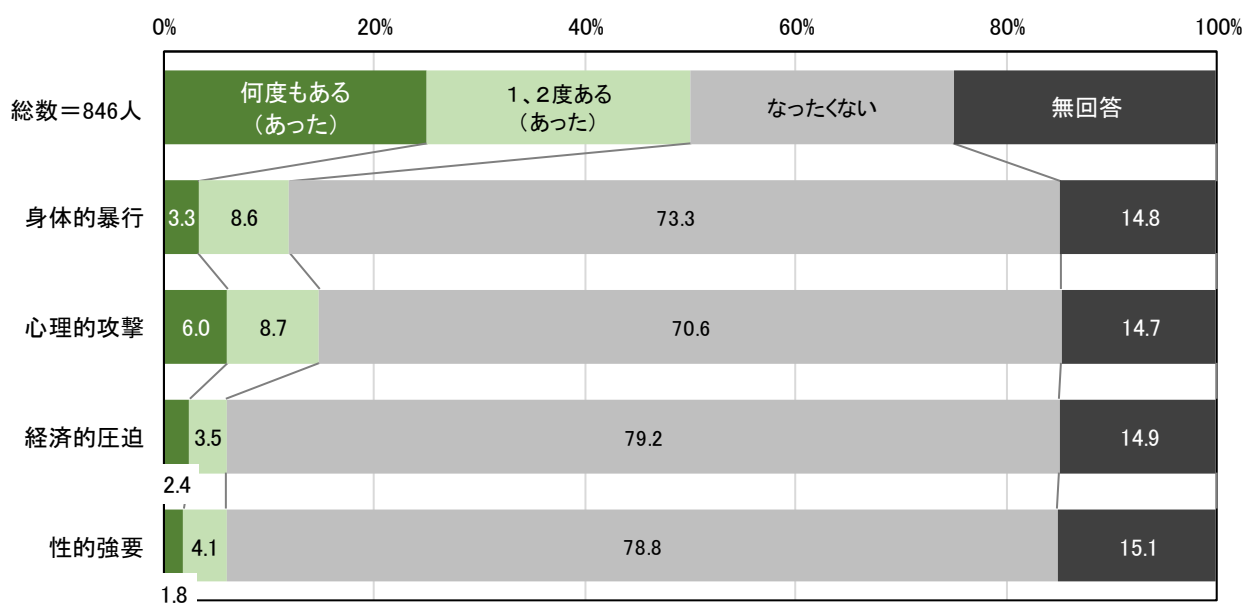
配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力のことです。

Q 『ドメスティック・バイオレンス防止法（DV防止法・DV法）』という言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか。



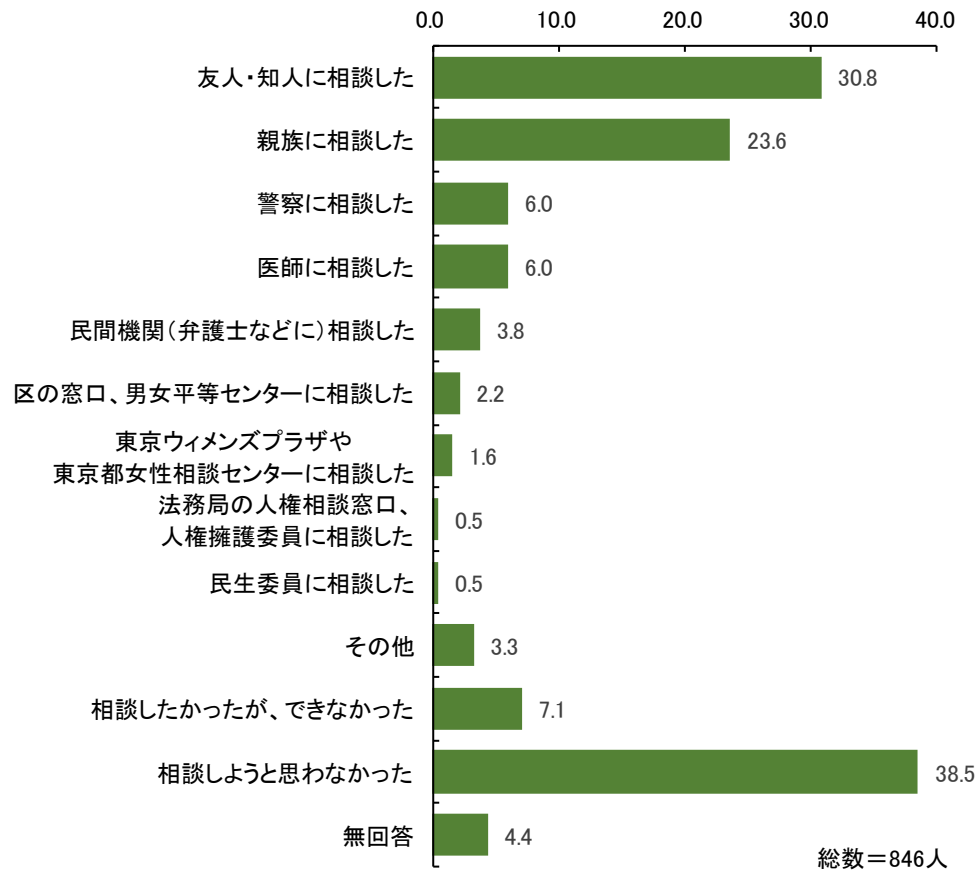
文京区男女平等参画に関する区民調査（平成27年9月実施）

Q あなたは、配偶者・パートナーまたは交際相手との間で、次のような行為を受けたことがありますか。



文京区男女平等参画に関する区民調査（平成27年9月実施）

Q あなたが受けた暴力について、どなたかに相談したことがありますか。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

(1) ドメスティック・バイオレンスの防止

ドメスティック・バイオレンスは広義に家庭内で起こる暴力（心理的、身体的、経済的、性的など）を指しますが、被害、加害の対象は配偶者だけでなく、恋人などの親密な関係にある（又はあった）者からの暴力も含まれます。また、異性間だけでなく、同性間においても同様であり、被害者への支援体制（相談や保護施設など）や加害者への防止対応なども深刻な課題です。ドメスティック・バイオレンスに対する認識を深めるため、意識啓発を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を強化します。また、職員・教職員の意識を高めるとともに、担当職員への研修等により、適切に対応できる人材を育成します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
69	ドメスティック・バイオレンス防止に向けた意識啓発の推進	ドメスティック・バイオレンスに関する認識を深めるための情報収集と提供に努めるとともに、根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発をする。また、交際相手等からの暴力防止に向けて、若年層への啓発を図る。	総務課／ 教育指導課
70	配偶者等からの暴力の防止関係機関連絡会の充実	ドメスティック・バイオレンス被害者の要望に迅速かつ的確に対応するために、関係機関連絡会を開催し連携を深める。(ストーカー規制法なども対応とする。)	総務課
71	職員・教職員等への周知・研修	職員や教職員の、ドメスティック・バイオレンス(デートDV、同性間DVを含む)に関する認識を深めるとともに、専門的な研修の受講等により婦人相談員等関係職員のスキルアップを図る。また、乳幼児や学齢期の子育て環境における事象対応について見識を深める。	総務課／ 職員課／ 教育指導課／ 幼児保育課／ 生活福祉課

(2) ドメスティック・バイオレンスへの対応

早期発見や保護・自立に向けた取組を推進し、暴力を受けた被害者や子どもへの支援を充実するとともに、相談体制から自立に至る一貫した支援体制の構築を検討していきます。

さらに、近年は若年層の交際相手からの様々な形態の暴力への対応や、被害者の相談に限らず、加害者の悩みにも対応し、再発を防止する取組への必要性が問われています。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
72	ドメスティック・バイオレンス被害者への支援策の周知	区報やDVカード等により、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談窓口及び支援策等を周知・徹底する。	総務課
73	配偶者等暴力防止相談事業の強化	配偶者等暴力の防止相談窓口としての相談体制の強化。	生活福祉課
74	相談事業の連携	配偶者等暴力の防止体制として、多様な被害・加害関係への対応として、生活福祉課、子ども家庭支援センターや男女平等センター等、相談体制の連携を図る。	生活福祉課／ 子ども家庭支援センター／ 総務課／ 関係課
75	被害者への支援	被害者に対し、加害者からの安全の確保、今後の自立に向けた生活に必要な制度、具体的な支援策の情報提供を行う。	生活福祉課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
76	母子・女性緊急一時保護事業の実施	夫の暴力からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子又は女性を、一時的に母子生活支援施設等に入所させて、必要な保護と相談、援助等を行い、その自立への措置を講ずるまでの応急的な対応を図る。	生活福祉課
77	被害者の子どもへのケアの充実	関係機関と連携して、被害者の子どもの心身のケアを図る。	生活福祉課／ 教育指導課／ 幼児保育課／ 子ども家庭支援センター
78	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について、二次被害の防止に配慮しながら、関係機関と連携して、被害者の自立を支援する。	生活福祉課
79	配偶者暴力相談支援センター機能整備	配偶者暴力防止法で努力義務とされた、配偶者暴力相談支援センター機能の整備を図る。	総務課／ 生活福祉課
再掲 84	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	犯罪被害相談において、性犯罪や配偶者暴力、児童虐待が増加傾向にあるため、各警察及び犯罪被害者支援ネットワークと連携し、犯罪被害者支援体制を整備する。	総務課

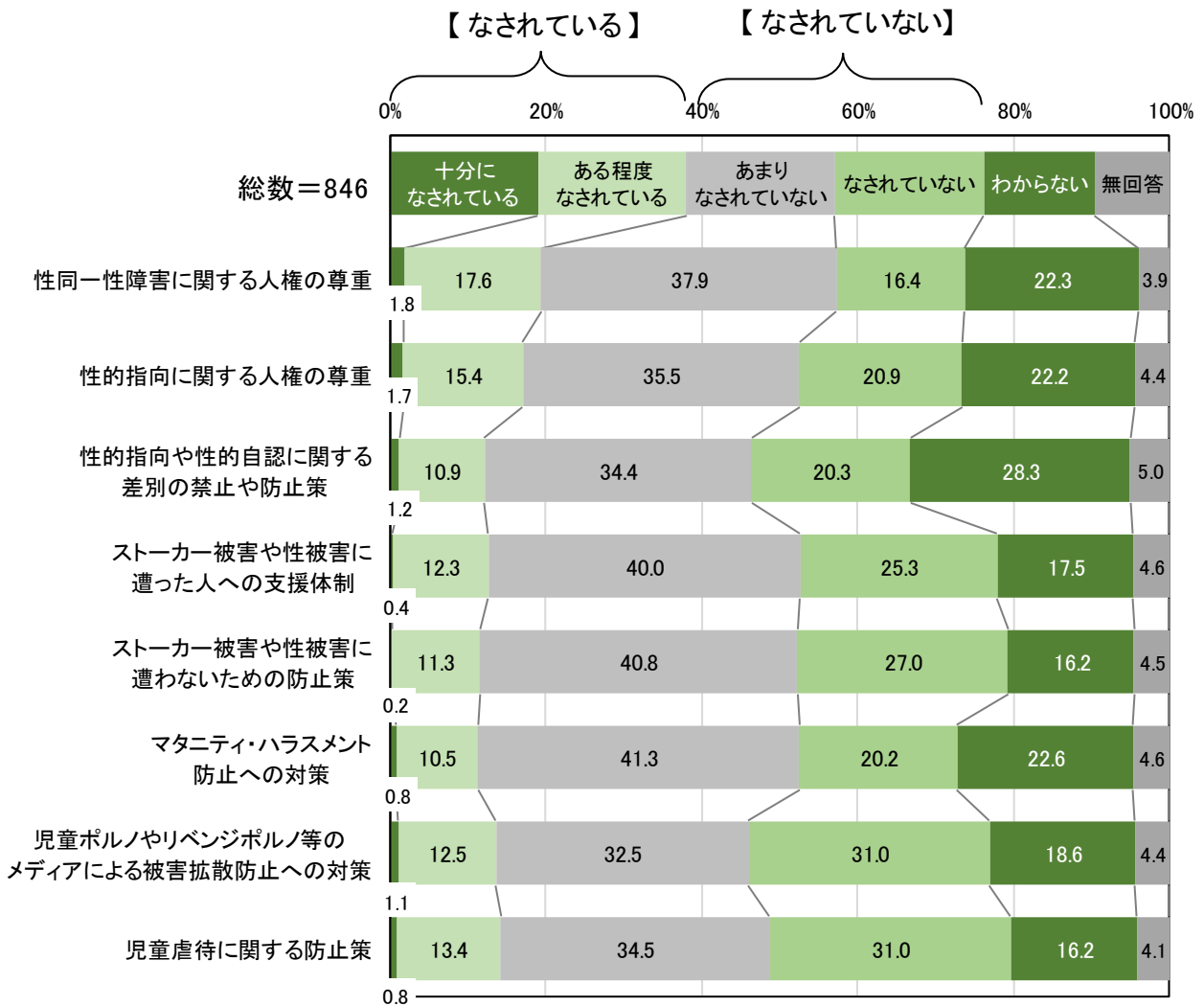
2. あらゆる暴力の根絶

身の回りで起こっている暴力は、ドメスティック・バイオレンスだけではなく、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、ストーカー、レイプ、援助交際を含む売買春、児童虐待などがあります。

これらの暴力は女性や子どもが被害者となることが多く、これまで被害者が我慢してきたこと、犯罪として認識されてこなかったことなどのため、顕在化せず放置されてきました。配偶者暴力の防止に関する法制度の改正やストーカー規制法の整備がなされ、NPOや警察、自治体を含めた関係機関による連携も進み始めています。

しかし、法整備の背景には、残虐な被害事件の実情が顕在化されたことによる影響が否めません。現在、ドメスティック・バイオレンスやストーカー、性犯罪は年々件数が増加傾向にあり、シェルターやワンストップ支援の整備はより必要性を増しています。

Q 人権及び人権に関わる問題について、どの程度人権が尊重されていたり、支援や防止対策がなされていると思いますか。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

(1) セクシャル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の暴力 に対する防止・対応

日常生活の中で、誰もが遭遇する可能性のある人権侵害に対して、人権尊重の視点に立って啓発するとともに、対応策や防止策については、他機関と連携して整備します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
80	セクシャル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシャル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発をする。	教育指導課／ 経済課／ 総務課
81	ストーカー防止に関する意識啓発の推進	ストーカー防止に関する認識を深めるため、意識啓発を行うとともに、警察等関連機関との連携を深める。	総務課／ 生活福祉課
82	児童虐待防止ネットワークの充実【子】	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。	子ども家庭支援センター／ 関係課
83	乳幼児家庭支援保健事業の実施	乳児検診やこどもにちは赤ちゃん訪問事業等の活用により、子育ての困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行う。	保健サービスセンター／ 子ども家庭支援センター
84	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	犯罪被害相談において、性犯罪や配偶者等暴力、児童虐待が増加傾向にあるため、各警察及び犯罪被害者支援ネットワークと連携し、犯罪被害者支援体制を整備する。	総務課

(2) メディアにおける性・暴力表現への対応

女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境をなくすための広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
85	青少年を取り巻く有害環境の排除【子】	青少年を取り巻く有害環境をなくす運動の一環として、性を商品化した不健全図書類の販売状況調査を行うとともに、文京区青少年問題協議会より書店等に対し広報啓発を行う。	児童青少年課
再掲 9	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行、区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じて、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き自ら発信する力を育成する講座等を実施する。	総務課／ 教育指導課／ アカデミー推進課

（3）女性への暴力撤廃国際デーと暴力撤廃の呼びかけ

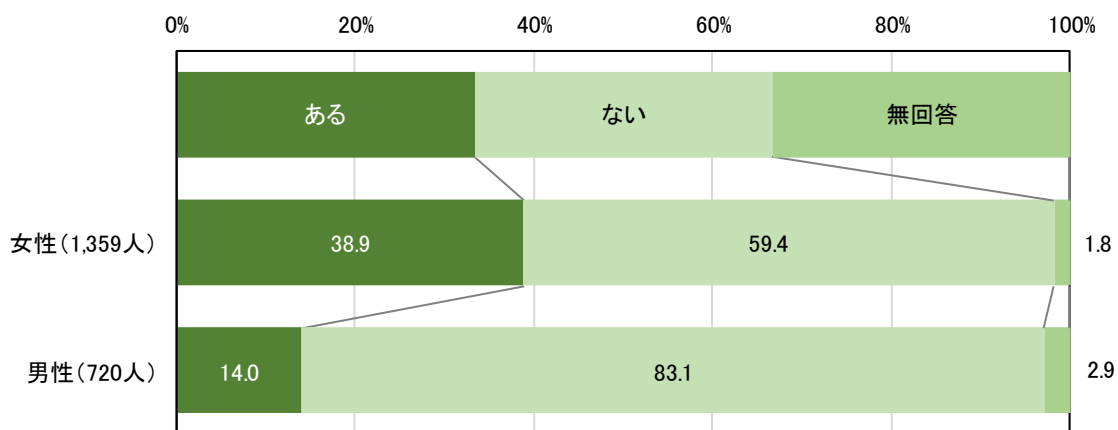
世界中の女性の3人に1人が生涯に一度は身体的暴力、あるいは性的暴力を受けると言われています。暴力を予防するためには、長期的かつ永続的な効果があるように全体的な取組が必要です。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
86	文京オレンジデーキャンペーン	区内関係機関と連携し、女性への暴力撤廃国際デーによる暴力の根絶を訴える事業の実施。	総務課／ 全課
87	女性の人権ホットライン、女性に対する暴力をなくす運動の周知	女性をめぐる様々な人権問題の解消を図るための人権相談や強化週間の実施による周知啓発の実施。	総務課／ 広報課

3. 生涯を通じた健康支援

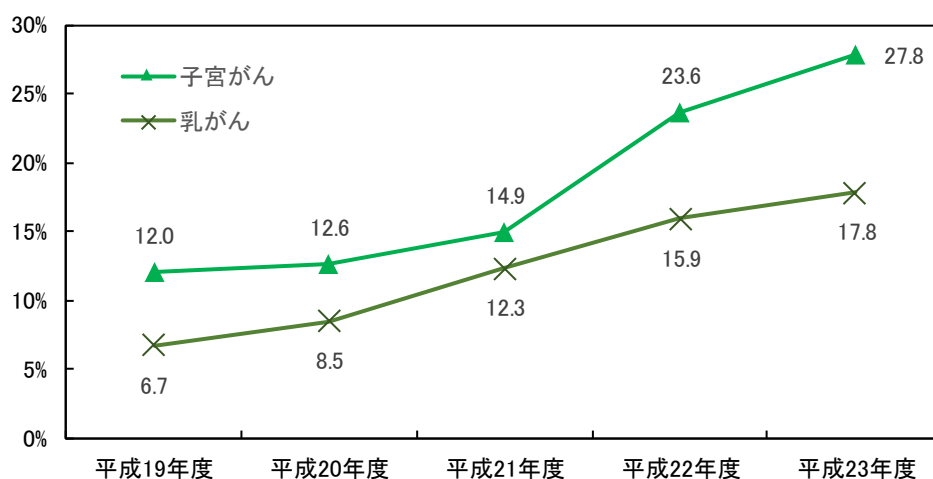
男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が殊に重要です。

Q 生理周期や生殖に関することなどを相談できるかかりつけ病院（泌尿器科・産婦人科・婦人科など）はありますか。



文京区結婚・妊娠・出産・育児に関する意識調査（平成26年11月実施）

子宮がん・乳がん検診受診率の推移



文京区地域福祉保健計画 保健医療計画 平成25年3月

（１）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発

妊娠・出産などの機能を持つことに着目して、女性を保護し、母子の健康を増進することの重要性を啓発します。

女性が家庭や就労の場、社会生活において、自己の意思に基づいて、自分自身の妊娠・出産を決めることができ、性感染症予防等の健康管理も自ら行うことができるよう、男女両性に対し、そのライフステージに応じた啓発活動を推進します。

また、妊娠・産じょ期の母子の健康に着目し、健康指導及び健康診査を実施します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
88	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発の促進	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発や、保健医療の視点での妊娠や出産、思春期の身体や健康についての普及・啓発を行う。（ハッピーベビープロジェクト）	総務課／健康推進課
89	妊娠・産じょく期の支援【保】	妊娠・出産などの機能を持つ観点から、母体保護を徹底するため、保健指導、妊婦健康診査、ネウボラ面接などの様々な機会を活用し、啓発と健康管理を行うとともに、宿泊型ショートステイなど産後ケア事業を実施する。	健康推進課／保健サービスセンター
90	エイズ・性感染症対策の推進【保】	エイズ・性感染症について、地域、家庭、職場等あらゆる場面で積極的に正しい知識を普及・啓発する。また、エイズ・性感染症検査および電話による相談を実施する。 さらに、毎年11月にエイズ展をシビックセンター1階ギャラリーシビックで実施し、広く区民に対して、HIV感染とAIDSについての正しい知識と理解を促す。	予防対策課／保健サービスセンター
91	不妊治療の支援	子どもを望む家庭の経済的負担軽減のため、不妊治療費の助成等を行う。	健康推進課

（２）保健指導・健康診査の充実

女性も男性も健康に暮らせるように、性差に配慮しながら、生涯にわたる健康支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
92	健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実【保】	性差やライフステージに対応した健康保持・増進のため、健康講座等を開催する。	保健サービスセンター
93	健康診査の実施【保】	ライフステージに応じた健康診査を実施する。また、早期発見・早期治療を推進するために、各種がん検診を実施する。	健康推進課／保健サービスセンター

4. 人権の尊重と自立への支援

暴力は被害者の尊厳を傷つけ、人権を著しく侵害する問題です。人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各々が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について知識を得られるよう法律・制度の理解促進を図ります。また、尊厳の回復や自立への支援として、専門的な相談窓口の提供や、心に寄り添えるメンタルヘルス事業を展開し、複合的な困難を抱える方へも連携して対応できる支援に取り組みます。

(1) 啓発、相談機能の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
94	人権を尊重する意識の啓発	人権に関する認識を深めるための情報収集、提供に努めるとともに人権週間を中心に啓発活動を行う。	総務課
95	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課
再掲 41	男女平等センターにおける相談事業の充実	パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行う。	総務課
96	子どもの最善の権利を守る法律専門相談	18歳未満の子どもとその養育者を対象として養育等（離婚や養育費、子どもとの面会交流を含む）子どもの権利を守るための法律的な相談に対して専門の弁護士がアドバイスを行う。	子ども家庭支援センター
97	相談担当者への啓発	相談担当者や相談員が男女平等参画の視点に配慮した対応に応じることができるよう意識啓発する。	関係課

(2) 貧困等複合的困難を抱える方への各種支援制度の整備

ひとり親へのセーフティネットの機能として、子どもの貧困へのケアや、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための取組が重要です。また、長期的な展望に立って働けるようにすることも必要不可欠です。

さらに、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、外国人であることなど、複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている方々が安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。

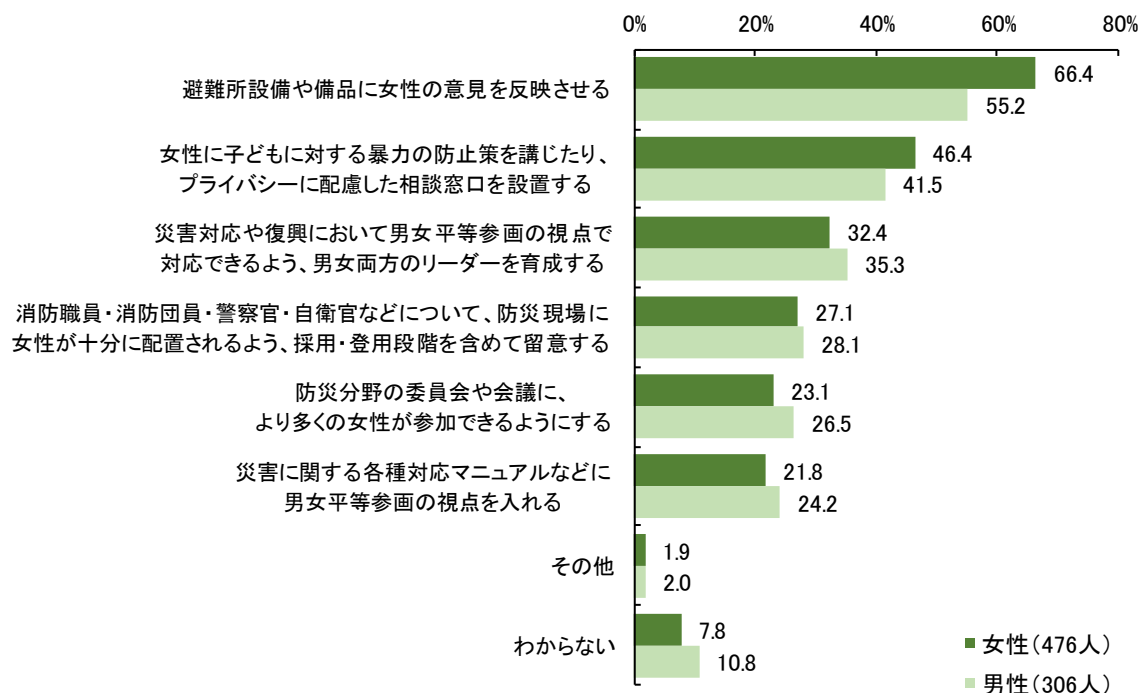
事業番号	事業名	事業概要	所管課
98	母子及び父子福祉資金の貸付の実施【子】	母子及び父子世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送るため、目的に応じた資金の貸し付けを実施する。	生活福祉課
99	母子生活支援施設の確保【子】	現在の協定世帯数を確保しつつ、需要等の状況を見極めながら、広域利用による契約世帯の開拓を行う。	生活福祉課
再掲 95	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課
100	ひとり親家庭への支援【子】	ひとり親家庭に対し医療費助成、住み替え家賃助成、住宅あっせん事業等、各種支援を実施する。	子育て支援課／住環境課
101	母子家庭等自立支援事業の実施【子】	児童扶養手当受給水準にある母子家庭等の親で、知識・技能を習得するための講座を受講している者に、母子家庭等の就業支援施策の一環として給付金を支給する。	生活福祉課
102	性自認・性的指向に係る支援（語り場）	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。	総務課

5. 男女平等参画の視点に立った防災対策

東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が明確になりました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることへの配慮や、男女平等参画の視点からも女性のリーダーシップを促進することや、防災計画の企画・立案及び実施、事前の備えや避難所運営など、政策、決定過程における女性の参画拡大が重要です。また、災害時における帰宅困難者への対応においては、こうした視点を踏まえ、地域での企業や大学、町会等との連携は不可欠です。

Q 男女双方の視点を取り入れた防災対応として、どのようなことが重要だと思いますか。



文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27年9月実施)

(1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応

文京区では、地域防災計画に「妊産婦・乳児救護所」「女性・子どもの二次的な避難所」としての男女平等センターの活用などを位置付けています。

災害時における男女平等参画の視点と、女性の防災視点を融合した、防災計画や災害対策の運営を行います。また、災害対応時には、性自認や性的指向が非典型的な方々など様々な視点を考慮することが求められます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
103	災害時における妊産婦・乳児救護所の開所	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災課
104	救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携	救護所の連携先である区内大学や病院、助産師会など多様な関係機関と有機的な連携体制を継続的に構築する。	防災課
105	女性・子どもの二次的避難所の開設	防災計画における災害時の二次的な避難所の継続的な運営整備（幼児避難所：区立幼稚園、児童館、女性・子どもの避難所：男女平等センター）。	防災課／関係課

区は男女平等参画を推進するための啓発活動や環境整備を行い、施策の推進状況やジェンダーに敏感な視点に立ち男女平等参画を推進しているかを文京区男女平等参画推進会議より評価や提言をうけ、区自らも計画の進捗状況を確認し、各種調査結果を区民に公表するとともに、絶えず施策の見直しや改善を図ります。

1. 庁内等推進体制の整備・充実

男女平等参画施策を推進し、区民に対し男女平等参画の意識を浸透させるためには、施策の実施に携わる区職員がジェンダーに敏感な視点を持つことが重要です。全職員に対し、研修や啓発を通じて、男女平等参画の考え方を徹底します。

(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進

男女平等参画を推進していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を課題として、政策を展開していくために条例においてさらなる周知に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
108	文京区男女平等参画推進条例の周知	文京区男女平等参画推進条例について、あらゆる機会を捉え周知を行う。また、催事等において来場者にアンケート調査等を行う。	総務課

(2) 計画の推進と評価体制の確立

全庁をあげて総合的に男女平等参画を推進し、計画事業について男女平等参画の視点から推進状況評価を行います。また、本計画をさらに推進するために、評価方法を充実します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
109	男女平等参画推進会議の運営	男女平等参画推進のため、学識経験者及び区民が提言し、計画の推進を評価する男女平等参画推進会議を実施する。	総務課
110	男女平等参画推進委員会の運営	全庁的な組織である男女平等参画推進委員会の運営を通して、男女平等参画を総合的に推進する。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
111	男女平等推進委員連絡会の運営	職層、職域を問わず各課 1 名以上の推進委員を配し、男女平等参画推進条例に基づく実務的な推進を図る。	総務課／全課
112	計画評価と重点項目の指定	男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し計画の推進を図る。	総務課
再掲 18	男女平等参画推進計画推進状況報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深めるため、男女平等参画推進計画推進状況報告書を作成する。	総務課

(3) 男女平等参画の視点に立った調達制度の活用

区の契約については、入札競争によることが原則ですが、一部の建設工事において、安定的な品質確保及び不良不適格企業の参入防止をはかるために採用している総合評価落札方式に、男女平等参画の視点を取り入れています。こうした取組を通じて区内企業等の男女平等参画を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
113	区の契約に男女平等参画女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの促進	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に取組む事業所を評価（加点）する項目を設けた総合評価落札方式を実施することにより、区内事業所等の男女平等参画を推進する。	総務課／契約管財課

(4) 区職員への意識啓発及び人材育成

区職員への啓発を行い、『ジェンダーに敏感な意識の浸透』を図ります。

また、男女の均等待遇はもちろんのこと、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメントの防止に向けた対応や育児・介護休業についても、一事業主として区内の企業や団体等のモデルになるよう取り組みます。

女性職員の管理職への積極的な登用を図るため、出産・子育てをしながらキャリアを形成していくイメージ・意欲を持てるよう、ロールモデルとなる人材の育成とその紹介を進めるとともに、男女にかかわらず、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職場の働き方の改革、職員の勤務状況の改善、休暇の取得促進などの具体的な取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
114	区職員に対する意識啓発の推進	区職員に対し、男女平等意識、性的指向や性自認の啓発やハラスメント防止のための研修を実施するとともに、男女平等参画に関する講座等への参加を働きかける。 区職員が各自の担当している職務に、男女平等参画の視点を取り入れ施策を展開できるよう啓発する。	職員課／ 総務課
115	職務分担における固定的性別役割分担の是正	性別にとらわれず、それぞれの能力を発揮できる職務の分担を行う。	関係課
116	印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛り込み	区で発行する新聞、冊子、ポスター、チラシ等に掲載するイラスト、写真、キャッチフレーズ等に男女の偏りがないようにする。	関係課
117	区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発	男女が対等に取得できる育児・介護休業制度を普及、啓発する。また、男性職員の育児休業の低取得率を鑑みて、育児休業等を取得することができる男性職員に対しては、所属長から取得について勧奨を行うほか、職場の職員もサポートを積極的に行うものとする。	職員課
118	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント防止策の充実	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント相談員の資質を向上し、相談機能を充実するとともに、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。なお、区の取組が区内企業等のモデルとなるよう努める。	職員課
119	女性職員の管理職等への登用推進	職場における女性管理職など指導的立場の職員を増やすとともにリーダー養成研修や自らのキャリアプランを作成する機会を設ける。	職員課

（５）苦情申立て制度の運用

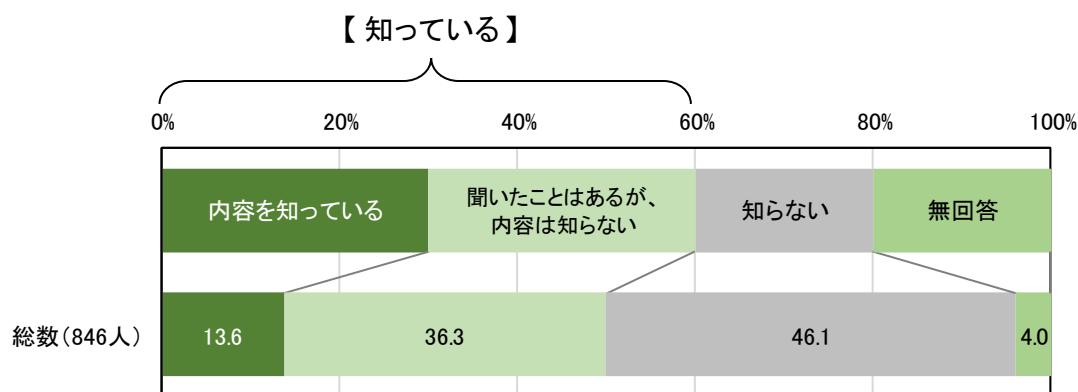
区が関与する男女平等参画に関する施策に関しての苦情について、文京区男女平等参画推進会議において、関係機関や救済機関を紹介するとともに、申立てに対する意見聴取や一定の見解を表明する。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
120	苦情申立て制度の運営	区が関与する男女平等参画の推進に関する施策に係る苦情申立てについて、文京区男女平等参画推進会議で調査、審議する。	総務課

2. 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

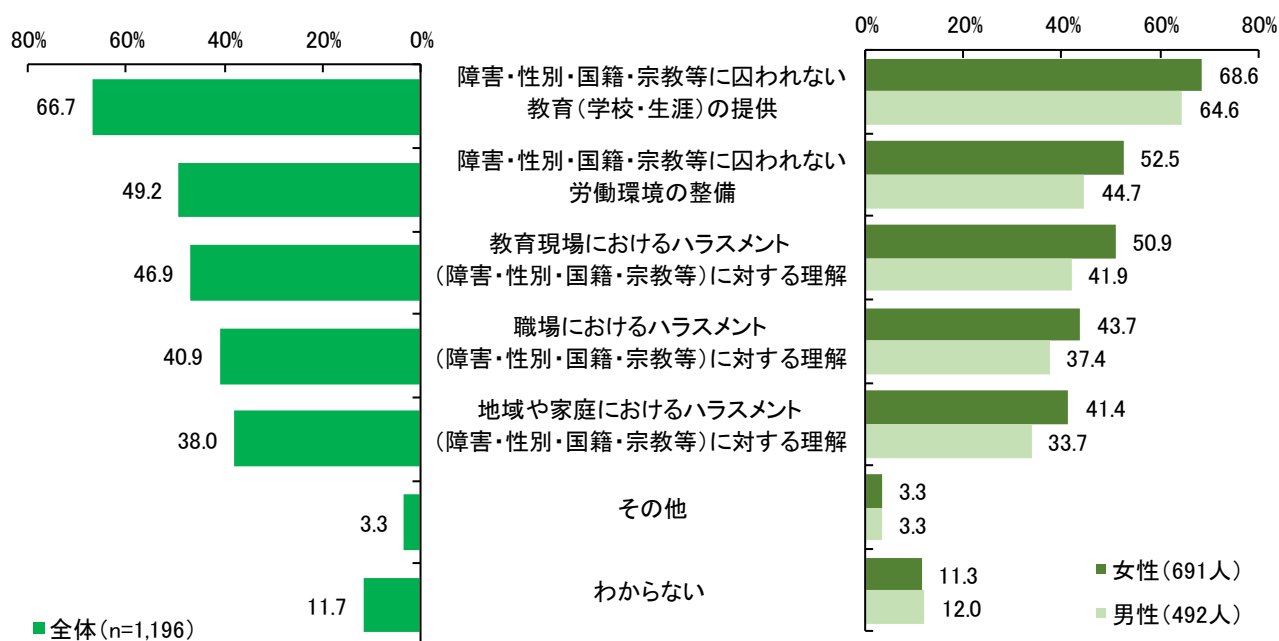
国内における男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的なジェンダー平等・女性のエンパワメントに係る働きと連動して展開しており、女子差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連の深い各種条約や国際会議における議論等について広く周知徹底するとともに、国際社会への理解を深め、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、地域での交流や連携、協力への支援を展開します。

Q 『女子差別撤廃条約』という言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか。



文京区調査: 文京区男女平等参画に関する区民調査 (平成27年9月実施)

Q 多様な文化や考え方、性別や年代を超えた価値観が問われる現代社会において、国際化は言語だけでなく、社会や地域、教育現場や職場にもその必要性が求められています。今後、国際化に対応していくために特に必要だと感じることは何ですか。



第23回文京区政に関する世論調査 (平成27年12月)

(1) 国際社会の取組との連携

国際的な潮流を踏まえ、関連の深い条約や国際規模について、幅広く区民の理解を深めるための情報提供や取組み等を積極的に行うとともに、国際機関との連携に努め、諸外国の取組を通じて理解促進を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
121	UN Women との連携	UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関) 日本事務所が取組む施策への支援を行う。	総務課
122	国際機関との連携協力	国連機関や NGO, 大使館等との連携に努め、ジェンダーの視点を通じ国際理解の促進を図る。	総務課/関係課

(2) 国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)、女性のエンパワメント原則 (WEPs) の周知・推進

平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ等の新たな国際的な潮流を踏まえ、国際社会の一員として開発協力を推進するため、地域レベルでの取組による国際貢献に努めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
123	国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) の周知	SDGs では持続可能な開発のための 17 項目を示している。この内第 5 項目はジェンダー平等であり持続可能な開発の視点でのジェンダー平等を周知していく。	総務課
124	文京区女性のエンパワメント原則 (WEPs) 推進事業所の登録	UN Women と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワメント原則を踏まえた区独自の推進事業の実施。	総務課/ 契約管財課/ 経済課

◆国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とは

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）は、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年までの国際目標で、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17 のゴール・169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を掲げています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、取組の過程で、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。

日本は、2030 アジェンダの議論や交渉に一貫して貢献してきた国として、歴史的なアジェンダの採択を心から歓迎するとともに、開発協力大綱や人間の安全保障の理念の下で、国際社会と共に、今後のアジェンダの実施に最大限努力していきます。

◆国連「女性のエンパワーメント原則（WEPs）」とは

女性のエンパワーメント原則（Women's Empowerment Principles）は、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指して、女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されています。2010 年 3 月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト（GC）と国連婦人開発基金（UNIFEM）（現 UN Women）が共同で作成した 7 原則です。

- 1) トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
- 2) 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
- 3) 健康、安全、暴力の撤廃
- 4) 教育と研修
- 5) 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
- 6) 地域におけるリーダーシップと参画
- 7) 透明性、成果の測定、報告

各原則の下に、4～6 項目の具体的な内容が盛り込まれています。

(3) 国・都への要望と連携強化

法や制度の整備、政策の充実などを国や都へ要望します。また、国・都等公共機関との共催事業等を通して、法や制度の周知・徹底を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
125	国・都への要望	区独自では解決できない法や制度の整備及び施策の充実を要望する。	関係課
126	公共機関との連携の強化	国・都等の公共機関とセミナーの共催等を通して、法や制度の周知・徹底を図る。	関係課

(4) 大学・企業・民間団体との連携の強化

大学・企業・民間団体との連携を深め、男女平等参画に資する取組の協働体制を確立するとともに、科学技術・学術における男女平等参画の推進、国際的な協調及び貢献への周知を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
127	大学・企業・民間団体との連携の強化	男女平等参画に資する取組をしている大学・企業・民間団体との連携と協力を強化する。	アカデミー推進課
再掲 7	理工チャレンジ	理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生へ、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するため、内閣府男女共同参画局が中心となって行っている取組に参加し広く周知を図るとともに、STEM 教育の推進を図る。	総務課／ 関係課
再掲 86	文京オレンジデーキャンペーン	区内関係機関と連携し、女性への暴力撤廃国際デーによる暴力の根絶を訴える事業の実施。	総務課／ 全課
再掲 103	災害時における妊産婦・乳児救護所の開所	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災課
再掲 124	文京区女性のエンパワメント原則（WEPs）推進事業所の登録	UN Women と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	総務課／ 契約管財課／ 経済課

◆ 課題に対する目標と成果指標

本計画に記載した126の計画事業については、毎年推進状況の評価を行ってまいります。これに加え、各中項目の取組状況を測るための一つの目安として、成果指標を定め計画期間である33年度までの目標値を掲げました。推進状況評価とこの目標値により、本計画の取組状況を示していきます。

I 男女平等参画社会を支える意識の形成

課題（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 ジェンダーに敏感な視点に立った教育・学習	理工チャレンジへ「先輩からのメッセージ」登録	27年度： 2件	33年度までに 10件	
2 ジェンダーに敏感な意識の浸透	『男は仕事、女は家庭』という考え方に対し、「そう思わない」人の割合	27年度： 56.9%	33年度： 70.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	ジェンダー意識に関する講演会、研修等の開催回数	27年度： 9回	33年度までに 50回	

II 女性の活躍と男女平等参画の推進

課題（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 家庭生活における男女平等参画	中学生等向け介護啓発冊子の配付人数	新規	33年度までに 4,000人	まち・ひと・しごと総合戦略
2 地域社会における男女平等参画	男女平等センターの認知度	27年度： 41.0%	33年度までに 60.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	町会の活動に参加したと回答する女性の割合	19.3%	30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
3 働く場における男女平等参画	保育所待機児童数	平成28年 4月1日時点： 257人	33年度までに 0人	まち・ひと・しごと総合戦略
	家庭における役割分担（炊事・洗濯・掃除などの家事）	男性が「主に自分」と回答する割合 27年度： 男性30.4%	女性と同様に行う人の割合 33年度までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	子どもの学校行事への参加（主に自分が行っているとの回答）	男性が「主に自分」と回答する割合 27年度： 男性5.1%	女性と同様に行う人の割合 33年度までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
4 政策・方針決定過程における男女平等参画	審議会の男女比	男女いずれかの性が 4割未満とならないこと		
	審議会の公募委員の割合	25.0%以上		

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現

課題（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 ドメスティック・ バイオレンスの根絶	ドメスティック・バイオレンスに関する研修や講習会の回数	27年度： 6回	33年度までに 計40回	
2 あらゆる暴力の根絶	配偶者暴力相談センター 設置	証明発行以外 機能有	33年度までに 1ヶ所	
3 生涯を通じた 健康支援	妊娠中に保健師等と 面接する妊婦の割合	26年度： 54.4%	33年度までに 80.0%	保健医療計画
	子宮がん検診受診率	23年度： 27.8%	33年度までに 35.0%	保健医療計画
	乳がん検診受診率	23年度： 17.8%	33年度までに 24.0%	保健医療計画
4 人権の尊重と 自立への支援	社会における人権問題の 対応状況	「なされている」と 回答した割合	33年度までに 50.0%	文京区男女平等参画 に関する区民調査
5 男女平等参画の視点 に立った防災対策	避難所運営協議会訓練 スタッフに占める 女性の割合	27年度 38.3%	33年度までに 50.0%	

Ⅳ 推進システムの整備

課題（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 庁内等推進体制の 整備・充実	男性職員の連続5日以上 の育児参加休暇等取得率	26年度： 40.9%	33年度までに 70.0%以上	特定事業主行動計画
	女性の管理職試験 受験率	26年度： 3.0%	33年度までに 8.0%以上	特定事業主行動計画
	文京区男女平等参画推 進条例の認知度	27年度： 33.7%	33年度までに 50.0%以上	文京区男女平等参画 に関する区民調査
	男女平等推進委員の受 講者数	27年度： 118人	33年度までに 400人	区民調査及び催事等 におけるアンケート調査
2 国際社会と国内の 取組の積極的 理解・連携	女子差別撤廃条約の認 知度	27年度： 49.9%	33年度までに 60.0%以上	文京区男女平等参画 に関する区民調査
	文京区女性のエンパワメント 原則推進登録事業所数	新規	33年度までに 40事業所	

